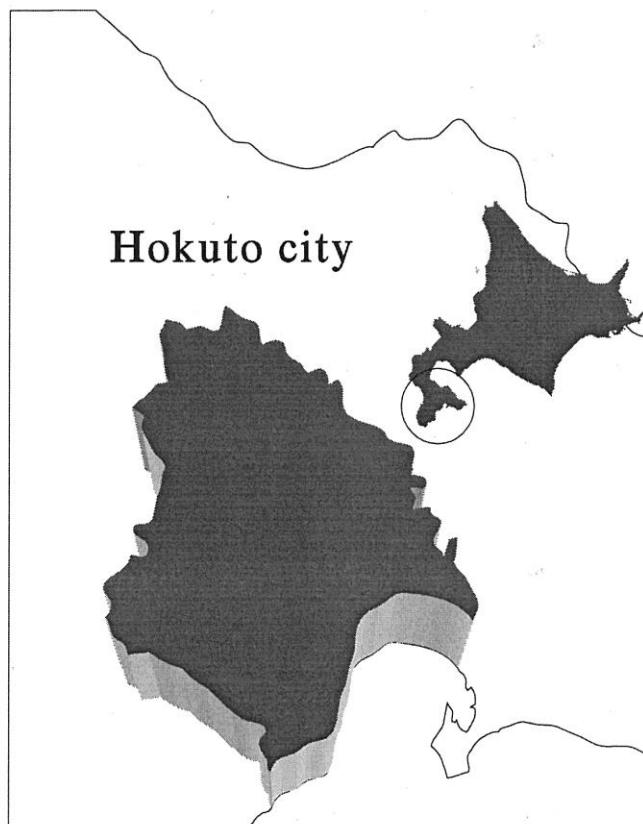


平成 30 年 12 月 11 日変更

北斗市まちづくり計画

～ あなたが主役 可能性を未来へ ～
歴史や文化、資源を活かす豊かな環境都市
新幹線が拓く、輝きのまち



上磯町・大野町合併協議会

北斗市まちづくり計画について

北斗市まちづくり計画は、合併特例法第5条に基づき、合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新しいまちの速やかな一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮し、上磯町・大野町合併協議会が策定したものです。

本計画には、北斗市が実施する多くの事務事業のうち、現時点で想定される主要な施策と主要な事業を掲げており、この計画をもとに、合併特例法に基づく国、道の財政支援措置が受けられることになります。

なお、主要な事業や財政計画などは、現在検討されている国の三位一体改革や地方制度改革など、今後の情勢によっては大幅な変更を余儀なくされる場合も想定されるほか、合併後に北斗市が策定することになる総合計画によっても変更となる場合があります。

北斗市まちづくり計画の修正に係る考え方

平成27年度計画変更（計画期間の終期を平成32年度に延長）

北斗市まちづくり計画の変更に当たっては、変更の経過が分かるように当初計画の記載は修正せず、延長期間の変更部分について追記しています。

なお、仮称となっていた新幹線新駅名は、全て「新函館北斗駅」と修正しています。

平成30年度計画変更（計画期間の終期を平成37年度に延長）

計画期間の延長のほか、延長に伴い必然的に変更すべき事項（主要指標の見通し、財政計画）について変更するものです。

一 目 次 一

第1章 序論

1 合併の必要性と効果	1
(1) 合併の必要性	1
(2) 合併の効果	3
2 計画策定の方針	4
(1) 計画の趣旨	4
(2) 計画の期間	4
(3) 計画の構成	4
(4) その他（行財政運営等）	4

第2章 2町の概要

1 2町のあゆみ	5
2 位置と地勢、地目別面積	6
3 人口、世帯数	6
4 産業構造	8
5 就業、通学の状況	9
6 行財政状況	11
7 関連計画の把握	12

第3章 主要指標の見通し

1 目標年次	16
2 人口、世帯数の見通し	16
3 就業人口の見通し	17
4 主要指標の見通しまとめ	18

第4章 基本方針

1 めざす将来像	19
2 基本目標	20
(1) 個性とうるおいのある都市環境づくり	20
(2) 緑にかこまれた安全で快適な生活環境づくり	20
(3) 活力ある産業の育成と生産を高める経済環境づくり	21

(4) 健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉環境づくり	21
(5) 人を思いやる心豊かな人を育む教育環境づくり	22
(6) 地域住民の交流と連携を深める社会環境づくり	22
3 施策の体系	24

第5章 基本計画

1 個性とうるおいのある都市環境づくり	25
(1) 土地利用の推進	25
(2) 都市計画の推進	25
(3) 市街地の整備	25
(4) 公共高速交通ネットワークの整備	25
(5) 公共交通機関の充実	26
(6) 高度情報通信の充実	26
2 緑にかこまれた安全で快適な生活環境づくり	28
(1) 生活道路の整備	28
(2) 住宅環境の整備	28
(3) 上下水道の整備	28
(4) 公園、緑地の整備	28
(5) 河川の整備	28
(6) 環境衛生の充実	29
(7) 防災、消防、救急体制の強化	29
(8) 交通安全、防犯対策の推進	29
3 活力ある産業の育成と生産を高める経済環境づくり	34
(1) 農業の振興	34
(2) 林業の振興	34
(3) 水産業の振興	34
(4) 鉱工業の振興	34
(5) 商業の振興	34
(6) 観光、レクリエーションの振興	35
(7) 地域産業間の連携強化	35
(8) 雇用、労働対策の推進	35
4 健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉環境づくり	38
(1) 地域福祉の充実	38
(2) 児童福祉、子育て支援の充実	38
(3) 高齢者福祉、介護保険の充実	38
(4) 障害者福祉の充実	38

(5) 保健、医療環境の充実	39
(6) 低所得者対策の推進	39
5 人を思いやる心豊かな人を育む教育環境づくり	41
(1) 学校教育の充実	41
(2) 高次教育の充実	41
(3) 幼児教育の充実	41
(4) 生涯学習の推進	41
(5) 文化、スポーツの振興	42
(6) 国際感覚豊かな人材の育成	42
6 地域住民の交流と連携を深める社会環境づくり	44
(1) 住民交流の推進	44
(2) 住民参加によるまちづくりの推進	44
(3) 人権尊重、男女共同参画の推進	44

第6章 行財政基盤の確立

1 行政運営の効率化	45
(1) 行政改革の推進	45
(2) 広域行政の推進	45
(3) 広報広聴活動の充実	45
2 財政運営の効率化	46
3 公共施設の適正配置と整備	47

第7章 北海道事業の必要性

48

第8章 財政計画

1 基本的な考え方	49
(1) 前期・後期の財政計画	49
(2) 延長期間の財政計画	51
2 歳入歳出の見通し	56
(1) 前期財政計画	56
(2) 後期財政計画及び延長期間（平成28年度～平成30年度）財政計画	57
(3) 延長期間（平成31年度～平成37年度）財政計画	58

第1章 序論

第1章 序論

1 合併の必要性と効果

(1) 合併の必要性

国の地方行財政制度の改革に伴い、今後の地方自治体をめぐる情勢は一段と厳しい状況となってきており、今後、少子高齢化が一層進むなか、地方分権時代に適切に対応できる自立した自治体として、十分な規模の形成と能力の向上、行財政基盤の充実、強化を図ることが求められています。

こうした社会情勢を踏まえて、上磯町と大野町は、長年、行政事務や事業の共同処理を行っているほか、経済・文化・生活など、住民の日常生活圏からも深いつながりがあることから、住民生活の安定及び福祉の向上とさらなる地域の発展を目指し、両町の合併実現に向けた取り組みを行うこととしました。

市町村合併の必要性については、次の5項目を確認しています。

① 行財政基盤強化の必要性

国と地方を合わせた長期債務残高は、平成16年度末には719兆円程度にのぼると見込まれており、国、地方とともに財政状況は危機的な状況にあります。

一般的に小規模市町村ほど地方税などの自主財源の割合が低く、両町においても財源の多くを地方交付税や補助金など、国からの依存財源に頼っています。

今後、地方交付税削減などの地方財政制度の見直しによる厳しい財政事情に対応していくため、合併に伴うさまざまな財政支援措置による安定した歳入の確保、スケールメリットを生かした効率的な行財政運営による歳出抑制に努めるなど、行財政基盤の充実、強化を図っていく必要があります。

② 少子高齢化への取り組みの必要性

少子高齢化の進展は、全国的な流れで両町においても例外ではありません。このことは、労働力人口や子供の減少などによる地域活力の低下、保健・医療・福祉に対する行政需要の増加など、行財政運営に大きな影響を与えることが想定されます。

今後、少子高齢化社会に対応して充実が求められる行政課題や、地域の発展を担う人材育成施策など、より質の高い行政サービスを行うため、合併により行財政運営の一層の効率化と、さらなる行政経営能力の向上を図っていく必要があります。

③ 住民の利便性が向上する行政サービス提供の必要性

少子高齢化や高度情報化といった社会情勢の変化や、住民の価値観の変化などにより、行政ニーズは多様化してきています。

また、交通基盤の整備などにより、通勤・通学・買い物など住民生活の活動範囲は、行政区画を越えて確実に広がっています。同時に、ごみ処理や消防体制などは、効率的な運営を図るため、市町村の枠を越えて連携し行っているものもあります。

今後は、有効な行政サービスの提供を行うため、地域の特性や日常生活圏の現状を鑑み、福祉や医療をはじめ、都市基盤、生活環境など住民生活を取り巻く各分野において、行政区画を越えた広域的な視点に立ち、効率的で計画的な政策展開を図っていく必要があります。

④ 地方分権に対応した行政体制確立の必要性

地方分権が進展するなか、これから市町村には、自己決定・自己責任の原則のもと、住民ニーズに的確に対応した行政サービスを実行し「住み良いまちづくり」を進めることができます。

また、より多様で個性ある政策展開を行い、自治体としての魅力を伸ばすため、職員には今まで以上に専門的で高度な政策立案能力が求められることになります。

両町の特色を活かし、住民ニーズや時代の変化に対応したまちづくりを進めるため、高度化する行政事務を的確に処理できる専門的な職種を含む職員集団を有する自治体となっていく必要があります。

⑤ 南北海道の新たな拠点都市建設のための必要性

新市のJR函館線渡島大野駅附近には、北海道新幹線の開業に伴い新函館北斗駅が設置されます。新市を含む南北海道は、豊富な観光資源を有する国際観光都市の函館市をはじめ、優れた自然環境を有する大沼国定公園や駒ヶ岳などが存在する国内でも有数の観光地として知られ、毎年数多くの観光客が訪れています。

新函館北斗駅は、これらの観光客が訪れる玄関口として重要な役割を果たす駅となることから、周辺地域との交通アクセスを含め、広域的な視点に立って新駅を中心とした都市機能の充実、強化に努める必要があります。

また、新駅周辺地区の整備に当たっては、新市並びに南北海道の顔としてふさわしい新たな産業経済、交通の拠点地区として“まちづくり”を進めていく必要があります。

(2) 合併の効果

両町の合併により、次のような効果が得られるものと考えています。

① 行財政運営の効率化

合併後は、総務や企画などの管理部門の職員、各種委員会の事務局職員の効率化が図られ、ますます複雑で多様化する住民ニーズに対応可能な組織の再編成と人材の適正配置が可能となるほか、町長や町議会議員、各種委員会、付属機関の委員など、特別職の総数が減少し、その分経費も節減されるとともに、合併による一体化でより専門的かつ効率的な運営が期待できます。

また、地方財政制度の見直しにより、財政状況は一層厳しくなることが予想されますが、合併することで財政規模が拡大し、弾力的な財政運営や資金運用が可能となります。

② 行政サービスの向上など住民の利便性の向上

通勤・通学・買い物など、両町の住民生活の活動範囲は、行政区域を越えている状況にあります。合併することにより、利用可能な窓口が増加するとともに、公共施設の相互利用が可能となるほか、小中学校の通学区を見直すことで、より近い学校に通学できる可能性もあります。

今までの規模では十分に確保できなかった保健師や土木技師、建築技師などの専門職の増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービス提供が可能となります。

③ 重点的な投資による施設等の基盤整備の充実

合併に伴うさまざまな財政支援措置により、北海道新幹線に関連する新駅周辺整備など、多額の投資を必要とする大規模プロジェクトに対する重点的な投資が可能となるほか、地域全体の均衡ある発展と住民ニーズを踏まえた、新たな交流拠点や中核施設の整備が可能となります。

しかし、これらの施設整備に当たっては、将来の財政状況を圧迫しない健全な行財政運営を図る必要があります。

④ 広域的な観点に立ったまちづくりと施策の展開

北海道新幹線の新駅周辺整備や道路整備、公共施設の整備、土地利用など、広域的な観点に立って、まちづくりを効果的に実施することが可能となります。

新市の誕生により、存在感や格の向上などのイメージアップにつながり、企業の進出や若年層の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できます。

また、環境や水資源問題、観光振興、消防・防災体制など、広域的な視点で調整や取り組みを必要とする課題に関する政策展開が可能となります。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画の目的は、上磯町と大野町の合併による新市建設の基本方針を定めるとともに、これに基づく基本計画を策定し、その主要施策を実現していくことにより両町の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ることにあります。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成37年度までの20か年とします。

(3) 計画の構成

この計画は、合併後の新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための基本計画及び財政計画を中心に構成します。

(4) その他（行財政運営等）

新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。財政運営については、地方交付税、国や道の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

第2章 2町の概要

第2章 2町の概要

1 2町のあゆみ

上磯町は、文化2(1805)年、清川地域に約15haの水田が拓かれ、農耕が始まりました。明治13(1880)年、上磯村を中心として谷好村、富川村、中野村、吉田村を範囲とした上磯村ほか4か村戸長役場が設置され、自治制が施行されました。その後、大正7年に町制を施行し、昭和30年4月、隣接の茂別村と合併して今日に至っています。

農業と漁業が産業の中心だった上磯町でしたが、地理的条件に恵まれていることから、明治23年にセメント工場、昭和31年には石油精製工場ができるなど、工業が中心的な産業となり、さらに、昭和59年にテクノポリス函館の地域指定を受け、企業誘致を積極的に推進したことで、新たな製造業や運輸・通信業の立地が進み、農漁村型から都市型に変わってきました。また、商工業の振興と併せて、都市近郊型農業や養殖漁業への転換を推進し、都市と農漁村が調和のとれた田園工業都市として発展を遂げてきました。

大野町は、北海道における水田発祥の地として知られ、1600年代に松前藩主の命により文月地域で米の試作が行われ、元禄5(1692)年に「産米十俵を収穫した」という記録が残されています。明治13年、大野村を中心として市渡村、本郷村、文月村、千代田村、一本木村を範囲とした大野村ほか5か村戸長役場が設置され、自治制が施行されました。その後、明治33年に6村が合併し、大野村として一級町村の指定を受け、昭和32年には町制を施行し今日に至っています。

平坦な土地と温暖な気候に恵まれた大野町は、大野川をはじめ、国営総合かんがい排水事業などにより水利にも恵まれ、水田経営を主体とした農業の町として発展してきました。昭和59年にテクノポリス函館の地域指定を受け、さらに昭和61年、農村地域工業等導入促進法に基づく工業団地の造成により企業誘致に力を入れるなど、近年では、農業と工業の調和のとれた田園工業都市として着実な発展を遂げてきました。

2 位置と地勢、地目別面積

両町は、北海道南部の渡島半島に位置し、南部は函館湾に面し、南東部は道南の中心都市である函館市、東部は七飯町、北部は森町と厚沢部町、西部は木古内町に隣接しており、総面積は、両町合わせて397.29km²となります。

気象条件は、対馬暖流の影響を受け、海洋性の気候となっており、道内にあっては降雪量が少なく、比較的温暖で暮らしやすい地域となってます。

表1 地目別面積の状況

(単位 : km²)

区分	総面積					
		田	畠	宅地	森林	その他
上磯町	262.41	7.94	9.37	6.42	79.14	159.54
大野町	134.88	17.79	10.07	2.96	14.36	89.70
合計	397.29	25.73	19.44	9.38	93.50	249.24

資料：平成15年度概要調書等報告書

3 人口、世帯数

平成15年度の住民基本台帳による両町の総人口は48,861人、総世帯数は19,222世帯で、いずれも増加傾向にあり、平成2年度からの推移をみると、この間で総人口が20.0%、総世帯数が41.6%増加しています。

表2 人口、世帯数の推移

(単位 : 人、世帯)

区分		平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成15年度
上磯町	人口	31,804	34,374	36,892	37,725
	世帯数	10,685	12,312	14,114	15,101
大野町	人口	8,927	10,334	11,245	11,136
	世帯数	2,887	3,523	4,044	4,121
合計	人口	40,731	44,708	48,137	48,861
	世帯数	13,572	15,835	18,158	19,222

資料：住民基本台帳（いずれも年度末現在の数値）

表3 人口動態の推移 (単位：人)

上磯町		平成3年度 ～平成7年度	平成8年度 ～平成12年度	平成13年度 ～平成15年度
社会 増減	転入	10,819	11,246	6,237
	転出	8,687	9,318	5,592
	増減	2,132	1,928	645
自然 増減	出生	1,548	1,680	1,077
	死亡	1,110	1,090	889
	増減	438	590	188
増減計		2,570	2,518	833

大野町		平成3年度 ～平成7年度	平成8年度 ～平成12年度	平成13年度 ～平成15年度
社会 増減	転入	3,654	3,175	1,394
	転出	2,208	2,355	1,418
	増減	1,446	820	△ 24
自然 増減	出生	342	482	244
	死亡	381	391	329
	増減	△ 39	91	△ 85
増減計		1,407	911	△ 109

資料：住民基本台帳年報

両町の年齢別人口は、平成2年度から平成15年度までの間で、15歳未満の年少人口が243人増加しているものの総人口に占める割合は2.6ポイント減少しています。

一方、65歳以上の老人人口は3,827人増加し、総人口に占める割合は5.6ポイント高くなっています。少子高齢化は確実に進んでいます。

表4 年齢別人口の推移 (単位：人、%)

区分	平成2年度		平成7年度		平成12年度		平成15年度		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
上磯町	15歳未満	5,757	18.1	5,623	16.4	5,772	15.7	5,838	15.5
	15～64歳	21,997	69.2	23,589	68.6	24,733	67.0	24,880	65.9
	65歳以上	4,050	12.7	5,162	15.0	6,387	17.3	7,007	18.6
大野町	15歳未満	1,635	18.3	1,825	17.7	1,912	17.0	1,797	16.2
	15～64歳	5,921	66.3	6,793	65.7	7,237	64.4	7,098	63.7
	65歳以上	1,371	15.4	1,716	16.6	2,096	18.6	2,241	20.1
合計	15歳未満	7,392	18.2	7,448	16.7	7,684	16.0	7,635	15.6
	15～64歳	27,918	68.5	30,382	67.9	31,970	66.4	31,978	65.5
	65歳以上	5,421	13.3	6,878	15.4	8,483	17.6	9,248	18.9

資料：住民基本台帳（いずれも年度末現在の数値）

4 産業構造

平成12年の国勢調査による両町の就業者数は21,985人で、構成比率は、第1次産業が2,257人(10.3%)、第2次産業が5,909人(26.9%)、第3次産業が13,819人(62.9%)となってています。

平成2年からの推移をみると、第1次産業は減少、第2次、第3次産業は増加し、特に第3次産業の就業者数は3,895人増(39.2%増)と高い伸びを示しています。

表5 就業人口の推移

(単位：人、%)

区分	平成2年		平成7年		平成12年		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
上磯町	第1次産業	1,418	10.4	1,135	7.4	959	5.8
	第2次産業	4,299	31.4	4,693	30.7	4,704	28.7
	第3次産業	7,953	58.2	9,452	61.8	10,740	65.4
	分類不能	2	0.0	9	0.1	16	0.1
	計	13,672	100.0	15,289	100.0	16,419	100.0
大野町	第1次産業	1,580	36.0	1,471	29.1	1,298	23.3
	第2次産業	839	19.1	1,103	21.8	1,205	21.7
	第3次産業	1,971	44.9	2,484	49.1	3,062	55.0
	分類不能	1	0.0	-	-	1	0.0
	計	4,391	100.0	5,058	100.0	5,566	100.0
合計	第1次産業	2,998	16.6	2,606	12.8	2,257	10.3
	第2次産業	5,138	28.4	5,796	28.5	5,909	26.9
	第3次産業	9,924	55.0	11,936	58.7	13,802	62.8
	分類不能	3	0.0	9	0.0	17	0.0
	計	18,063	100.0	20,347	100.0	21,985	100.0

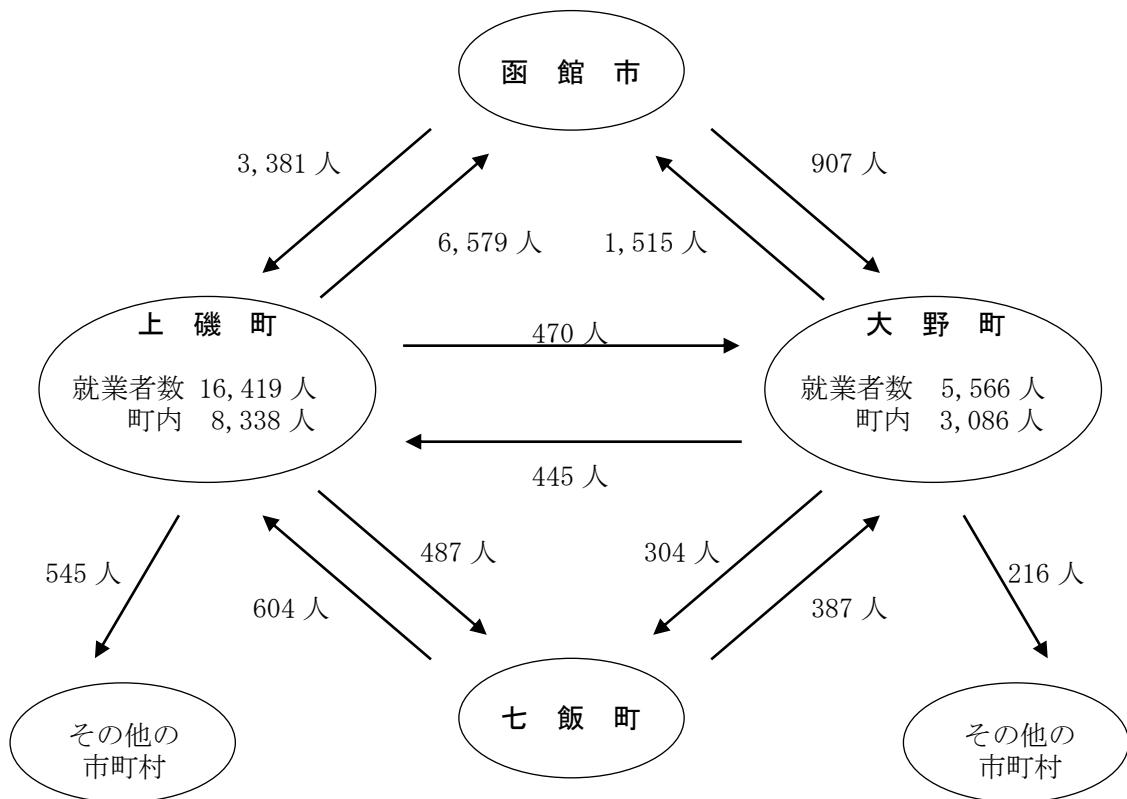
資料：国勢調査

5 就業、通学の状況

平成12年の国勢調査による15歳以上の就業の動向をみると、両町の就業者数21,985人のうち、町内での就業者数は12,339人（56.1%）で、約半数の就業者が町外へ通勤しています。

町外の主な通勤先としては、函館市が8,094人（36.8%）、七飯町が791人（3.6%）となっています。

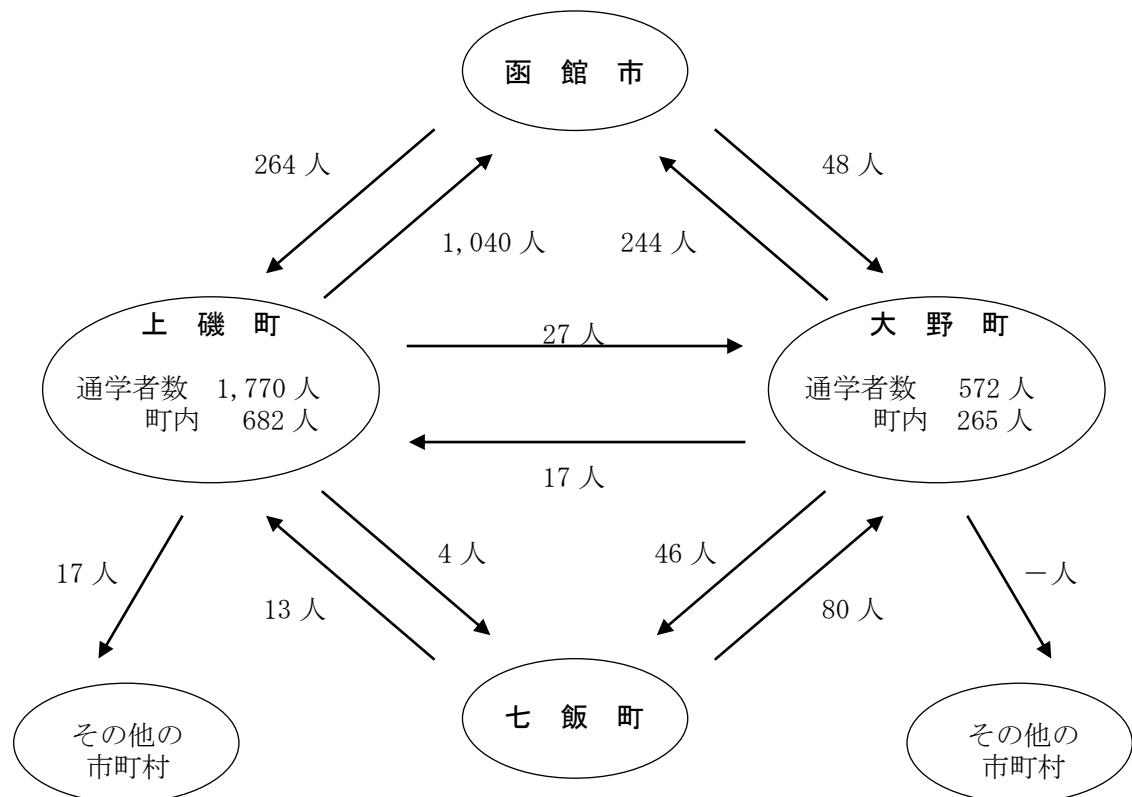
図1 15歳以上の就業動向（平成12年国勢調査）



平成12年の国勢調査による15歳以上の通学の動向をみると、両町の通学者2,342人のうち、町内での通学者数は991人（42.3%）で、半数以上の通学者が町外へ通学しています。

町外の主な通学先としては、函館市が1,284人（54.8%）、七飯町が50人（2.1%）となっています。

図2 15歳以上の通学動向（平成12年国勢調査）



6 行財政状況

両町の平成15年度一般会計歳出決算額は179.1億円で、そのうち任意に削減することができない義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は67.3億円（37.3%）となっています。

表6 財政状況（平成15年度一般会計決算）(単位：億円、円)

区分	歳入総額	歳出総額	基 金		地方債	
			現在高	人口1人当たり	現在高	人口1人当たり
上磯町	121.1	118.5	45.1	119,535	100.5	266,441
大野町	61.1	60.6	19.0	170,963	103.3	927,892
合 計	182.2	179.1	64.1	131,256	203.8	417,194

※人口は平成16年3月31日現在（上磯町37,725人、大野町11,136人）

財政上の自立の程度を示す財政力指数（値が1に近いほど財政的に余裕があることとなる。）は、両町とも全道の町村平均値（0.234）を上回っています。

財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、一般的に市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当といわれていますが、近年では全国的にこの数値が高まっており、80%程度の水準でも比較的財政の硬直化の度合いは低いとも考えられます。

表7 各種財政指標の状況（平成15年度）

区分	財政力指数 (3か年平均)	経常収支比率	公債費負担比率	公債費比率	起債制限比率	町税徴収率	ラスパイレス 指 数
上磯町	0.492	72.2	14.9	14.4	9.0	92.3	93.9
大野町	0.322	80.6	18.3	17.2	10.2	92.7	97.9

※ラスパイレス指數は平成16年4月1日現在

7 関連計画の把握

両町に関わる広域的な視点から策定された主な関連計画は次のとおりです。

■第6期北海道総合開発計画

策定機関	北海道開発庁（現 国土交通省）
策定年度	平成10年度
目標年度	平成19年度
開発の基本理念	<ul style="list-style-type: none">○国の内外に開かれた自立する北海道の実現○恵まれた環境や資源を誇りを持って次世代に引き継ぐ北海道の実現○多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現
施策推進の基本方向	<ul style="list-style-type: none">○地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育てる施策○北の国際交流圏を形成する施策○北海道の美しさと雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策○観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策○安全でゆとりある生活の場を実現する施策 <p>以上の施策推進により、産業活動1.3倍、人口580万人程度を見込む。</p>
道南地域の発展方向	<ul style="list-style-type: none">○豊かな自然環境や歴史・文化遺産などを活用した観光拠点開発を図るため、青森県や道央地域等を結ぶ広域観光ルートの開発を支援○定期航空路や大学等を活用し、ロシア連邦極東地域等との国際交流を支援○先端技術産業の集積や地域資源を活用した産業の高度化など地域の特色を生かした産業の展開○北海道新幹線の所要事業の推進と新たな青函交流軸の検討○大学など高等教育機関の充実

■第3次北海道長期総合計画

策定機関	北海道
策定年度	平成10年度
目標年度	平成19年度
目標	恵まれた環境のなかで、だれもが主体的に多様なライフスタイルを選択し、豊かで安心して暮らせる活力ある地域社会の実現
めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○主体性と責任に基づく自立した地域社会 ○恵まれた環境のなかで多様なライフスタイルを選択できる社会 ○豊かさと活力を生み出す産業
施策の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○だれもが安心して暮らせる住みよい社会を形成する ○北の風土に根ざし世界と交流する人と文化を育む ○豊かな生活と地域を支える産業を創る ○よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を創造する ○新しい時代を支える基盤をつくる
道南圏の振興方向	<p>「歴史と文化が香り、国内外にひらかれた道南圏」を目指し、次の施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安心して暮らせる地域づくり ・「青函経済文化圏」を核とした地域交流・連携の拡大 ・創造性豊かな人材の育成と歴史・文化や国際性を生かした地域づくり ・地域を支えるたくましい農林水産業の展開 ・地域の特性と技術力を生かした多様な産業の展開 ・道南の自然や歴史を生かした魅力ある観光・保養エリアの形成 ・道内外と結ぶ交通・情報ネットワークの形成

■函館地域の特定中小企業集積の活性化に関する計画

策定機関	北海道
策定年度	平成16年度
目標年度	平成21年度
計画地域	函館市、上磯町、大野町、七飯町、戸井町
方向性	近海の豊富なイカ資源や沿岸のコンブ資源やサケ・マスやカニなどの北洋漁業資源を活用し、新しい食品を開発、製造するため、安全・環境に配慮した水産加工技術の高度化と水産加工機械開発に関する分野への取り組みを図る。
特定分野	「安全、環境に配慮した函館地域の有する水産資源の加工技術の高度化とユーザーニーズに対応した食品加工機械の開発に関する分野」

	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・環境に配慮した函館地域の有する水産資源の加工技術の高度化 ○ユーザーニーズに対応した食品加工機械の開発 ○販路開拓・拡大に繋げる取り組み 						
目標	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">○特定分野に係る 工業出荷額</td> <td style="text-align: right;">2 5 4 億 6 千万円</td> </tr> <tr> <td>○特定分野に係る中小企業者数</td> <td style="text-align: right;">3 2 社</td> </tr> <tr> <td>○H A C C P 対応認定施設数</td> <td style="text-align: right;">1 4 施設</td> </tr> </table>	○特定分野に係る 工業出荷額	2 5 4 億 6 千万円	○特定分野に係る中小企業者数	3 2 社	○H A C C P 対応認定施設数	1 4 施設
○特定分野に係る 工業出荷額	2 5 4 億 6 千万円						
○特定分野に係る中小企業者数	3 2 社						
○H A C C P 対応認定施設数	1 4 施設						

■第4次渡島広域市町村圏振興計画

策定機関	渡島広域市町村圏振興協議会
策定年度	平成10年度
目標年度	平成19年度
計画の区域	渡島管内17市町村
めざす将来像	<ul style="list-style-type: none"> ○人々が集い、にぎわいのある地域 ○手と手をつなぎ、いきいきと暮らせる地域 ○自然の恵に感謝し、活力と豊かさをつくりだす地域
渡島中部地域の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○中核都市としての都市機能の整備 ○地域産業の振興 ○国際交流拠点・観光保養地の形成 ○広域交通ネットワークの形成

■第4次函館圏総合計画

策定機関	函館圏行政連絡協議会
策定年度	平成8年度
目標年度	平成17年度
計画の区域	函館市・上磯町・大野町・七飯町
将来像	ふれあいとやさしさに包まれた世界都市
上磯町の発展方向	セメント製造を中心とした既存工業の振興、稲作と畑作、施設園芸を組み合わせた複合経営農業の推進、さらには、ふれあい漁港など漁業生産基盤の整備を進め、工業と農業、漁業が調和した田園工業都市をめざすまちづくりを推進する。
大野町の発展方向	北海道における水田発祥の地として、南北海道の先駆的役割を担っている農業の基盤整備や複合経営の推進による生産の拡大を図るとともに、高速交通体系の整備進展を見通した適正な土地利用を進め、ゆとりと魅力あるまちづくりを推進する。

■両町の総合計画の整理

区分	第4次上磯町総合計画 (平成13年3月策定)	第4次大野町総合開発計画 (平成8年3月策定)
目標年度	平成22年度	平成17年度
将来像（テーマ）	「ビジョンα 21 あなたが主役 未来展開」	「夢と活力の あふれるまちづくり」
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民・企業・行政の連携・協働によるまちづくりの展開 2. 住民生活に身近な地域のまちづくりの推進 3. 広域的連携の推進 4. 都市経営基盤の確立と自立性のある行財政運営の推進 5. 総合的、弾力的な計画の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな経済と魅力あるまち 2. 自然を生かした住みよいまち 3. 明るく健康なくらしのできるまち 4. 創造性豊かで教育文化の高いまち
施策の大綱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個性とうるおいのある都市基盤づくり 2. 安全で快適な生活環境づくり 3. 健康で心あたたまる福祉のまちづくり 4. 人を思いやる心豊かな人づくり 5. 活力を生む産業の育成と生産基盤づくり 6. 町民協働のまちづくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活力と交流を支える都市基盤の創造 2. 新しい時代に対応した力づよい産業・経済の創造 3. 緑にかこまれた安心とうるおいのある生活環境の創造 4. 思いやりに満ちた安らぎのある福祉社会の創造 5. 行動力のある個性豊かな人材と文化の創造 6. 未来の大野町を築くシステムの創造
将来目標人口	平成22年度 41,000人	平成17年度 14,000人

第3章 主要指標の見通し

第3章 主要指標の見通し

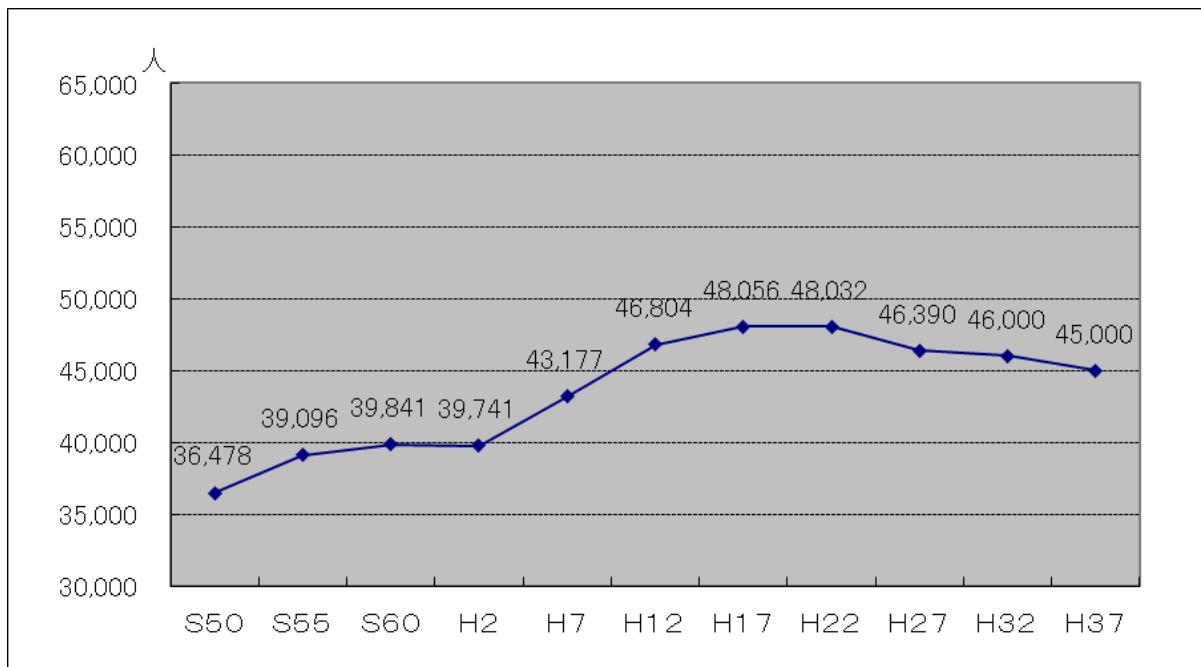
1 目標年次

主要指標推計の目標年次は、平成37年度までとします。

2 人口、世帯数の見通し

新市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口から、今後見込まれる人口減少を考慮し、平成37年の人口見通しを 45,000人と設定しました。

図3 人口の見通し

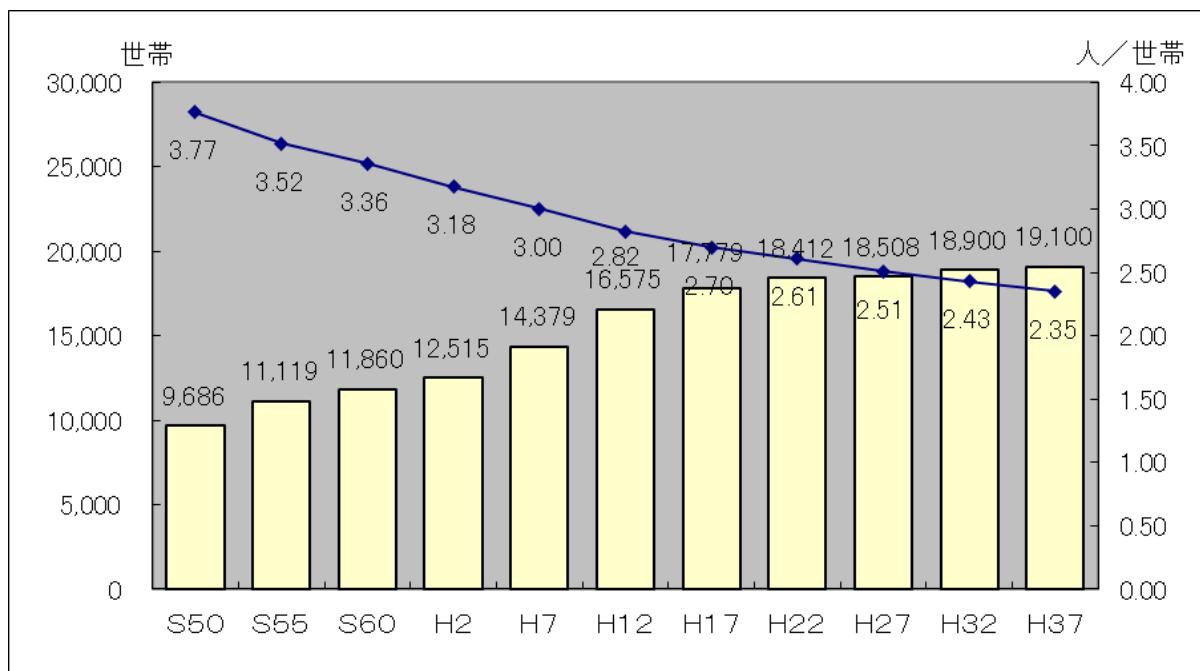


また、世帯数については、“人口の見通し”を人口推計方法を参考にトレンド法により推計した“1世帯当たり人数の見通し（平成37年の推計値は 2.35人）”で除して求めた結果、19,100世帯と設定しました。

$$\begin{aligned}\text{世帯数の見通し} &= \text{人口の見通し} / \text{1世帯当たり人数の見通し} \\ &= 45,000 \text{人} / 2.35 \text{人} / \text{世帯} \\ &\approx \text{約 } 19,100 \text{世帯}\end{aligned}$$

《参考》トレンド法とは、過去の実績から直線を伸ばして将来の数値を推計する方法。

図4 世帯数、1世帯当たり人数の見通し



3 就業人口の見通し

新市の就業人口は、“人口の見通し”にトレンド法により推計した“就業率の見通し（平成37年の推計値は43.0%）”を乗じて求めた結果、19,400人と設定しました。

$$\begin{aligned}
 \text{就業人口の見通し} &= \text{人口の見通し} \times \text{就業率の見通し} \\
 &= 45,000 \text{人} \times 43.0\% \\
 &\doteq \text{約 } 19,400 \text{人}
 \end{aligned}$$

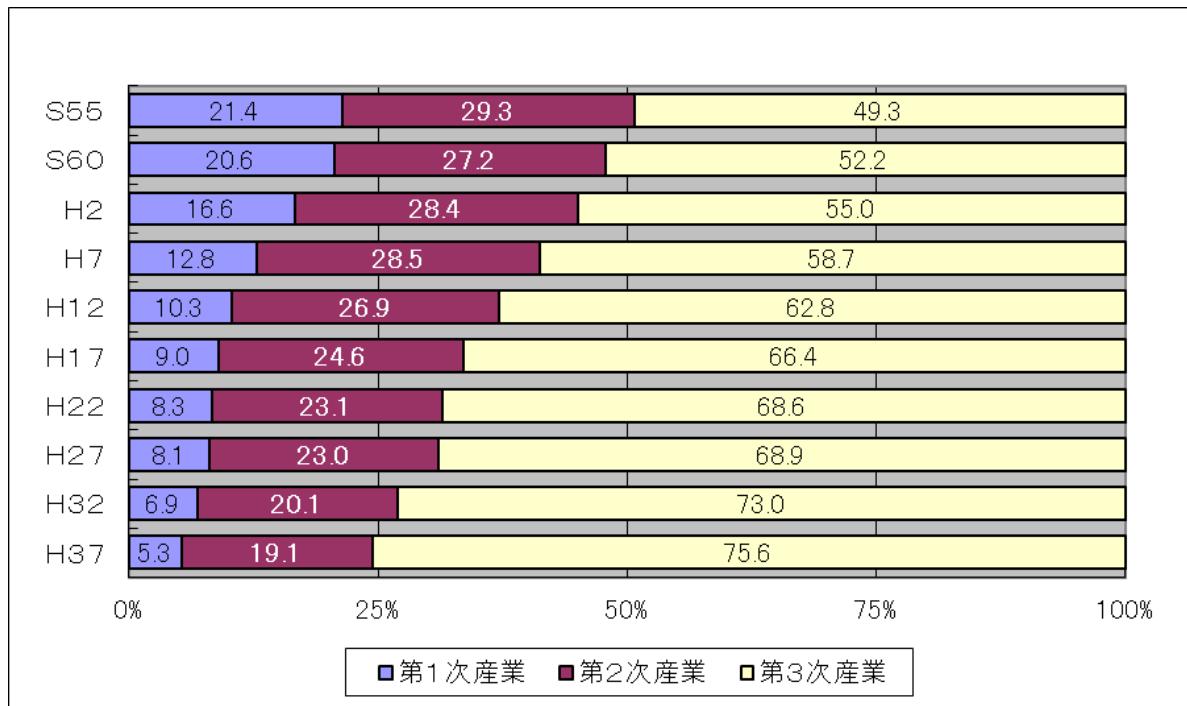
また、産業別の就業人口は、“就業人口の見通し”にトレンド法により推計した“各産業別構成比率の見通し（平成37年の推計値は、第1次産業5.3%、第2次産業19.1%、第3次産業75.6%）”を乗じて求めた結果、第1次産業1,000人、第2次産業3,700人、第3次産業14,700人と設定しました。

$$\begin{aligned}
 \text{第1次産業の見通し} &= \text{就業人口の見通し} \times \text{第1次産業構成比率の見通し} \\
 &= 19,400 \text{人} \times 5.3\% \\
 &\doteq \text{約 } 1,000 \text{人}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{第2次産業の見通し} &= \text{就業人口の見通し} \times \text{第2次産業構成比率の見通し} \\
 &= 19,400 \text{人} \times 19.1\% \\
 &\doteq \text{約 } 3,700 \text{人}
 \end{aligned}$$

$\text{第3次産業の見通し} = \text{就業人口の見通し} \times \text{第3次産業構成比率の見通し}$ $= 19,400 \text{人} \times 75.6\%$ $\approx \text{約 } 14,700 \text{人}$
--

図5 産業別就業人口構成比率の推移



4 主要指標の見通しまとめ

表8 主要指標の見通し (単位：人、世帯、%)

区分	平成2年 国勢調査	平成7年 国勢調査	平成12年 国勢調査	平成17年 国勢調査	平成22年 国勢調査	平成27年 国勢調査	平成32年	平成37年
総人口	39,741	43,177	46,804	48,056	48,032	46,390	46,000	45,000
世帯数	12,515	14,379	16,575	17,779	18,412	18,508	18,900	19,100
1世帯当たり人数	3.18	3.00	2.82	2.70	2.61	2.51	2.43	2.35
就業人口	18,063	20,347	21,985	22,514	22,063	21,715	20,300	19,400
第1次産業	2,998 16.6	2,606 12.8	2,257 10.3	2,018 9.0	1,794 8.3	1,699 8.1	1,400 6.9	1,000 5.3
第2次産業	5,138 28.4	5,796 28.5	5,909 26.9	5,539 24.6	5,015 23.1	4,840 23.0	4,100 20.1	3,700 19.1
第3次産業	9,924 55.0	11,936 58.7	13,802 62.8	14,923 66.4	14,904 68.6	14,515 68.9	14,800 73.0	14,700 75.6
就業率	45.4	47.1	47.0	46.8	45.9	46.8	44.1	43.0

※各産業別の就業人口欄で下段に記載の数値は、それぞれの構成比率である。

※国勢調査結果の就業人口は、分類不能も含んだ人数であるため、各産業別の就業人口の合計と一致しない。

第4章 基本方針

第4章 基本方針

1 めざす将来像

新市がめざす将来のすがたとして、かつ、新市のまちづくりの象徴として、次のシンボルテーマを設定します。

シンボルテーマ

～あなたが主役 可能性を未来へ～

歴史や文化、資源を活かす豊かな環境都市

新幹線が拓く、輝きのまち

上磯町と大野町は、平坦な大野平野と温暖な気候に恵まれ、農業と漁業及び工業を中心として発展してきました。

昭和59年にテクノポリス函館の地域指定を受け、工業団地の造成などにより企業誘致を積極的に推進したことで田園工業都市としての着実なる発展と、安全で快適な質の高い住環境整備とあいまって定住化が進み、函館圏域において著しい人口の増加を遂げてきました。

一方、近年は、急激に進む少子高齢社会や国、地方を通じた財政状況の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わろうとしており、行政体制の統合や自己決定・自己責任の原則のもと、自主自立の行財政運営が急務となっております。

このような状況の中で、両町は、高規格幹線道路、国道227号及び国道228号や北海道縦貫道、新外環状道路の整備、さらには、北海道新幹線が間もなく着工の運びとなる見込みであることなど、広域高速交通ネットワークの優位性を最大限に活用した新たな産業の創出や、人々の地域間交流による雇用機会に恵まれた経済基盤の構築、さらには、北海道新幹線新駅（新函館北斗駅）建設と連動した駅前周辺開発など、さらなる発展の可能性が秘められています。

このため、大野平野の田園地帯と脊梁山脈の豊かな自然や海洋資源、さらには、先人たちが守り、築き上げてきた歴史や文化などを受け継ぎ、地域の持つあらゆる可能性を十分に活かしながら、すべての住民が夢や希望を抱き、喜びを感じができる、豊かな環境をそなえた新しい都市の創造に向かって、住民と行政が、それぞれ自らの役割を自覚し、協働に考え、協働に汗を流して取り組んでまいります。

また、本計画の延長期間において、これらめざす将来像は変わるものではありませんが、人口減少問題に対応するため、北海道新幹線効果を活かした産業の振興と雇用の場をつくる、北斗市らしさを活かして人を呼び込み・呼び戻す、子どもを生み、育てたいという希望をかなえる、住み続けたいという暮らしの環境をつくり守ることに重点を置きながら取り組んでいきます。

2 基本目標

新市がめざす将来像の実現に向けて、次に掲げた6つの柱を基本目標として、まちづくりを進めます。

(1) 個性とうるおいのある都市環境づくり

都市機能を分担、連携する中で新市が着実に発展し、南北海道の新たな交流拠点となるまちづくりを進めるためには、秩序ある都市環境の実現に向けた土地利用及び都市計画の推進、地域間の交流と連携を推進する快適で利便性の高い都市基盤や都市機能の強化、個性ある地域特性に応じた魅力ある景観づくりが重要となってきます。

このため、市街地形成の動向を的確に把握するとともに、市街地の整備、広域幹線道路や交通体系の整備を促進し、特色ある自然空間づくりや市街地の緑地保全を進めるほか、将来を展望した総合的な情報化社会への対応策を検討します。

また、高速交通時代に対応して、北海道新幹線の早期着工と新函館北斗駅の建設を促進し、周辺開発など魅力ある新しい市街地形成を推進します。

なお、これら北海道新幹線の整備に伴う新駅及び周辺開発のあり方、建設財源問題、JRから経営分離される並行在来線問題については、関係機関等とも協議を重ねながら慎重に検討してまいります。

本計画の延長期間において、新函館北斗駅周辺地区への企業立地を一層進め、賑わいのある市街地づくりとともに、北海道新幹線札幌延伸の促進やJR北海道から経営分離された道南いさりび鉄道（江差線五稜郭・木古内間。第三セクター会社経営）の経営健全化に向けた取り組みなど、公共交通の維持に努めます。

(2) 緑にかこまれた安全で快適な生活環境づくり

自然と調和のとれた安全で快適なまちづくりを進めるためには、地域の資源や施設を有効に共有しあい、住み心地のよい住環境の整備を図っていくことが重要です。

このため、住民生活に身近で重要な生活関連道路の整備充実、高齢者や低所得者などに対応した公営住宅の建設、上下水道施設の整備を進めるとともに、住民が身近で自然に親しむことができるよう地域特性を活かした公園、緑地の整備を進めます。

また、河川や海岸環境の向上と、森林など豊かな自然環境の保全に努め、住民が緑

に対する理解を深める活動を支援するとともに、廃棄物の減量化と再資源化を進めるなど、環境衛生の充実に努め、きれいで住みよい環境と調和のとれたまちづくりを推進します。

さらに、防災、防火意識の高揚を促すとともに、災害の発生に対して速やかに対応できるよう消防、防災機能の充実、強化に努めるほか、住民生活の場における交通安全の確保と地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ活動に取り組むなど、安全で快適な生活環境の充実に努め、さらなる定住促進を図ってまいります。

本計画の延長期間において、新幹線効果がもたらす交流人口の増加を地域経済や市民交流の活性化に結び付ける公園整備をはじめ、空き家対策や定住人口の増加に寄与する移住・定住の促進についても取り組んでいきます。

(3) 活力ある産業の育成と生産を高める経済環境づくり

地域特性を活かした活力ある産業を振興するまちづくりを進めるためには、農林水産業、鉱工業、商業など、それぞれの産業を取り巻く経済環境に対応して、地域産業全体の高度化を図っていくことが重要です。

このため、生産基盤の整備充実と生産性の向上、複合型農業の拡大、栽培漁業の推進、工業の活性化、企業誘致の推進、魅力ある商店街の整備、地域に根ざした商業の活性化と地場産品の消費拡大を図るとともに、農水産物の加工による高付加価値化など、マーケットと一体となった取り組みを進めます。

また、森林のもつ公益的な機能を確保するため、適正な森林管理に努めるとともに、環境保全のための植樹活動を推進するほか、既存の観光施設の有効活用と、さまざまな歴史や文化資源等を有機的に連動させた新たな観光資源の発掘、整備に努め、さらなる観光振興とレクリエーション活動の充実を図ります。

さらに、これら地域産業の結びつきを強化し、技術力を活かした新たな産業おこしを推進するほか、雇用効果の高い企業の誘致などにより雇用機会の拡大に努め、雇用、労働対策の充実を図ってまいります。

本計画の延長期間において、新幹線効果を地域経済活性化に結び付けるため、新函館北斗駅周辺地区への企業立地や観光振興についての取り組みを強化・充実するとともに、人口減少対策として若年層の雇用機会拡大や就労支援、さらに、一次産業経営者の新規参入促進の取り組みについても重点的に進めます。

(4) 健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉環境づくり

少子高齢化社会の進行や健康への関心が高まっている中、やさしさとぬくもりのある福祉のまちづくりを進めるためには、すべての住民が住みなれたまちで、元気に文化的な生活が送れるよう、個人、家庭、地域社会、行政が手を取り合い、一体となつた取り組みが重要です。

このため、家庭や地域で必要な福祉サービスの提供、子育て支援の充実、高齢者福祉の充実、介護保険制度の充実、障害者福祉の充実を図るなど、すべての住民が安心

して生活できる環境づくりを推進します。

また、福祉サービスとの連携のもと、乳幼児から高齢者までのライフステージや地域特性に応じた保健サービス、介護予防、生活支援サービスの提供に努めるとともに、自主的な健康づくり活動の支援、地域医療サービスの充実、福祉関連施設の効率的な整備及び運用、専用スタッフの充実と効率的な配置によって、保健・医療・福祉が一体となった高度な各種サービスの提供を推進します。

本計画の延長期間において、若年層の定住につながる子育て支援とともに、妊娠・出産期のサポート体制の充実などについても取り組んでいきます。

(5) 人を思いやる心豊かな人を育む教育環境づくり

人を思いやる心豊かな人を育むためには、まちづくりは人づくりにあるといわれるよう、人権を尊重し豊かな人間性とたくましい心身をもち、郷土の自然と文化を大切にする児童、生徒を育成する教育環境づくりが重要となってきます。

このため、児童、生徒の基礎学力向上のため、教育内容や指導方法の充実、健康や安全教育の推進、教育条件の整備を図るなど、より充実した学校教育を進めます。

また、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、社会全体が子供をめぐるいろいろな課題に対応していくための環境づくりを進めます。なかでも、子供の人格形成を担っている基盤は家庭であり、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

さらに、次代を担う青少年の育成を目指して、青少年の社会参加の促進、家庭、学校、地域社会との連携のもとに、青少年を取り巻く社会環境の整備、向上に努めます。

住民の多様な学習活動を支援するため、学習機会や学習情報の提供など生涯学習推進体制の充実、既存の文化、スポーツ施設の有効利用を図るとともに、多様化するニーズに対応した新たな施設を整備するなど、だれもが気軽に文化、スポーツ活動に参加できる環境づくりと組織の育成に努めます。

また、外国人との相互理解を深め、住民の交流機会を拡大し、国際的視野をもった人材の育成に努めてまいります。

本計画の延長期間において、子育て支援とともに子どもの持っている潜在的能力を引き出し、さらに高める教育環境づくりを進めます。

(6) 地域住民の交流と連携を深める社会環境づくり

両町が一体化することにより地域全体が魅力あるまちとなるためには、あらゆる分野で住民の交流と連携を深める取り組みが重要です。

このため、それぞれの地域で受け継がれてきた文化、スポーツ、コミュニティ活動などに対する継続的な支援により、地域の誇りや愛着心の醸成を図るとともに、新たなイベントや交流活動を育成、支援する環境づくりを進めます。

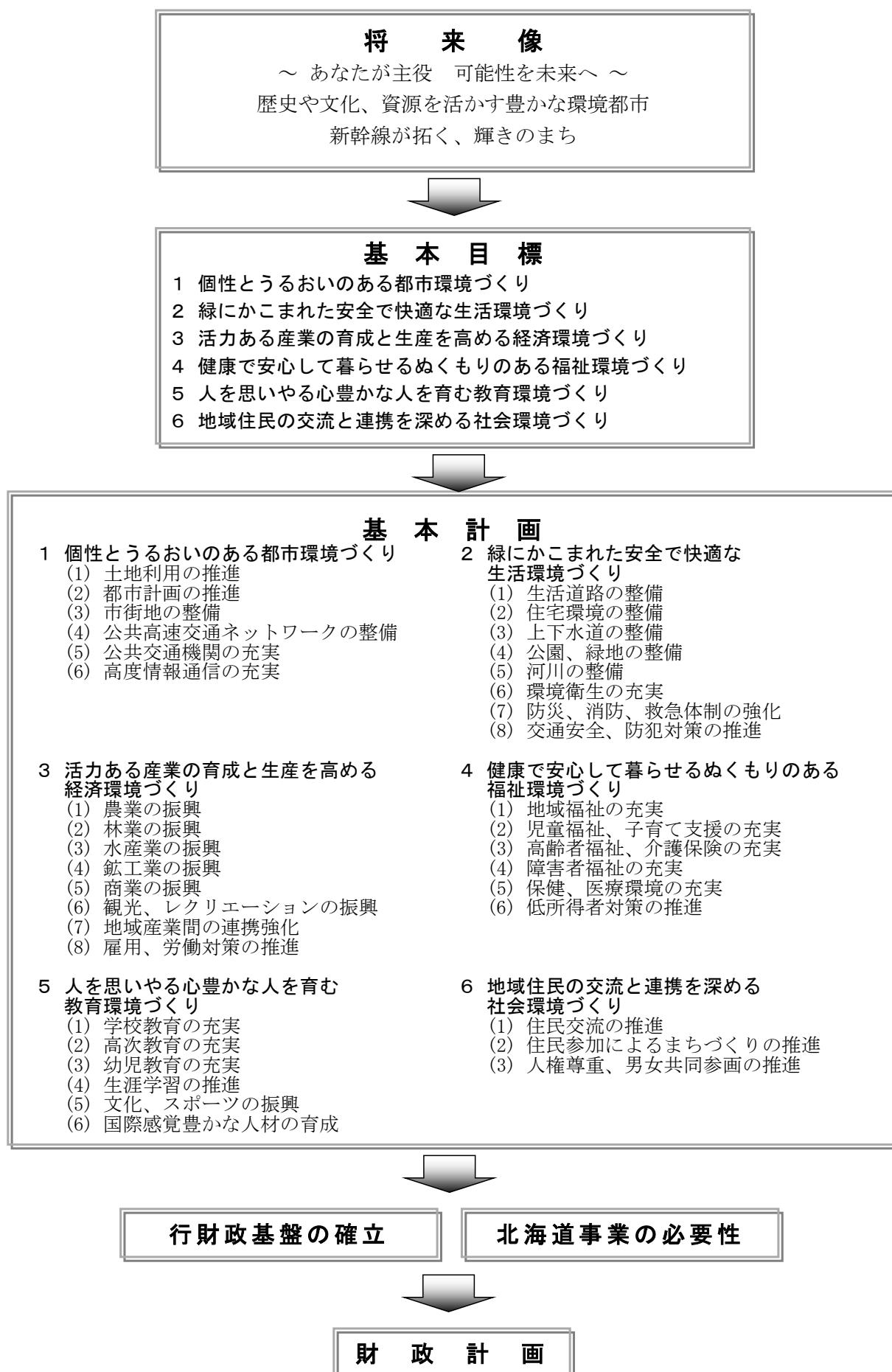
また、少子高齢化社会の中で、自主性と自立性の向上、個性的で活力ある地域社会を創造していくため、住民のふれあいと連携による心豊かなコミュニティ活動の推

進、活動拠点施設の整備充実、地域コミュニティ組織の多様な活動への支援などに努め、住民と行政の相互理解と連携による協働のまちづくりを進めます。

さらに、人権問題に対する理解を深めるため、人権教育の充実に取り組むほか、男女があらゆる分野で共同参画できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成を図ってまいります。

本計画の延長期間において、人口減少が予測される中、地域コミュニティ機能の向上対策とともに、市民と行政との協働により、移住・定住の促進や茂辺地・石別地区の地域振興について取り組んでいきます。

3 施策の体系



第5章 基本計画

第5章 基本計画

上磯町と大野町の一体化を推進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、基本目標に基づき、南北北海道の新たな拠点都市として、総合的かつ計画的な施策を展開し整備を推進します。

1 個性とうるおいのある都市環境づくり

(1) 土地利用の推進

豊かな自然環境に配慮した秩序ある都市環境の実現に向けて、産業経済の振興や市街地の整備などを効率的に推進するため、社会経済情勢を見据えながら長期的な視野に立った計画的な土地利用の調整に努めます。

(2) 都市計画の推進

都市計画マスターplanに基づき、既存市街地の整備を進めるとともに、新たな宅地開発の動向を的確に把握して、市街化区域の拡大や用途地域の見直し、都市施設の適正配置など、都市計画の見直しを推進し魅力ある市街地の形成に努めます。

また、緑の基本計画に基づき、公園、緑地の計画的な整備を図るなど、総合的な緑化施策を推進し、みどり豊かでうるおいのある都市環境づくりに努めます。

(3) 市街地の整備

北海道新幹線の開業に伴い設置される新函館北斗駅周辺地区の整備に当たっては、南北北海道の新たな拠点地区として広域的な視点からの整備が必要なため、北海道や周辺自治体など関係機関との連携強化を図るとともに、整備手法や役割分担などを十分協議し、新市並びに南北北海道の顔としてふさわしい市街地整備を進めます。

また、既存市街地の整備に当たっては、都市計画街路や公共下水道、公園、緑地の計画的な整備を進め、都市的機能の充実と居住環境の向上を図ります。

(4) 公共高速交通ネットワークの整備

北海道新幹線の建設促進については、新青森・札幌間の全線フル規格による1日も早い着工と早期完成、東北新幹線の新青森駅と新函館北斗駅の暫定同時開業の実現をめざした積極的な取り組みを展開するとともに、その建設財源負担やJRから経営分離される並行在来線の問題について関係機関との検討、協議を推進します。

また、函館圏域の総合的な高速交通体系の確立を図るため、北海道縦貫自動車道、函館江差自動車道、函館新外環状線の整備を促進するほか、国道、道道など一般道路交通網についても整備促進を要望します。

本計画の延長期間において、北海道新幹線の札幌延伸の取り組みを引き続き進めます。

(5) 公共交通機関の充実

鉄道や路線バスは、住民の足を確保する都市の基盤となるもので、特に児童、生徒や高齢者などにとっては欠くことのできない交通手段であることから、事業者の経営努力や住民の理解を深め、利用拡大を促進するとともに、必要に応じ適切な支援を行うなど、北海道や近隣市町との連携により公共交通機関の確保、充実に努めます。

また、新市の公共施設間などを連絡する巡回バスの運行については、住民ニーズや財政状況を踏まえながら検討を進めます。

本計画の延長期間において、道南いさりび鉄道やバス路線の利用促進の取り組みを進めます。

(6) 高度情報通信の充実

高度情報化が進展する中で、多様化する住民ニーズの把握や、行政情報の積極的な提供、行政事務の簡素効率化の手段として I T（情報通信技術）を活用するため、情報基盤の整備を推進し電子自治体の実現に向けた取り組みを進めます。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
土地利用の推進	・計画的な土地利用の推進	○	○	○
	・新市土地開発公社の設立	○		
都市計画の推進	・市街化区域の拡大及び用途地域、都市施設計画の見直し	○	○	○
	・住居表示の実施	○		
市街地の整備	・◎北海道新幹線新駅周辺整備事業	○	○	
	・新函館北斗駅前への企業立地の促進			○
	・市街地居住環境の向上	○	○	○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通（鉄道、バス路線）確保対策事業 ・公共交通（道南いさりび鉄道、バス路線）利用促進事業 	○	○	○
高度情報通信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・⑦大野：同報系防災無線整備事業 ・行政情報化の推進（公共施設ネットワークシステム構築、行政情報デジタル化等） 	○	○	○
公共高速交通ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・⑦北海道新幹線建設事業及び新函館北斗駅舎建設事業の促進、並行在来線問題の解決 ・⑦北海道新幹線建設事業（札幌延伸） ・北海道縦貫自動車道整備事業の促進 ・函館江差自動車道整備事業の促進 ・函館新外環状線整備事業の促進 ・港湾整備事業の促進／幹線臨港道路（湾岸道路）第2工区 ・国道整備事業の促進／国道228号 富川地区拡幅 ・⑦道道整備事業の促進／大野インター線 ・⑦道道整備事業の促進／函館上磯線 ・⑦道道整備事業の促進／渡島大野停車場線 ・道道整備事業の促進／大野上磯線（南大野地区） ・道道整備事業の促進／その他道道 ・⑦街路整備事業（道道）の促進／久根別通（大野上磯線） ・⑦街路整備事業（道道）の促進／大野市街通（大野上磯線） ・国道227号道の駅整備事業の促進 	○	○	○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

2 緑にかこまれた安全で快適な生活環境づくり

(1) 生活道路の整備

道路整備の年次計画に基づき、生活道路の改良、舗装、橋梁の整備など、道路機能の向上に努めるとともに、幹線道路には子供や高齢者に配慮した歩道や街路樹、花壇などを設置し歩行者や自転車利用者の安全を確保するほか、冬道の交通機能や安全確保のため、除排雪体制の拡充に努めます。

(2) 住宅環境の整備

公営住宅の整備は、老朽住宅の建て替えなどにより居住水準の向上に努めるほか、高齢者や障害者が安心して暮らせる多様な住宅需要に対応した公営住宅の整備を推進します。

民間の宅地開発については、安全で快適な住環境を確保するため、花壇や芝生などが設置できるゆとりのある住宅地となるよう指導に努めます。

本計画の延長期間において、空き家対策や定住人口の増加に寄与する移住・定住の促進についても取り組んでいきます。

(3) 上下水道の整備

将来の水需要量を踏まえた水道施設の整備を行い、十分な給水能力を保持するとともに、良質な水源の確保に努め、安全でおいしい水の安定供給に努めます。

公共用水域の水質保全のため、下水道施設の整備を進めるとともに水洗化の普及拡大に努めるほか、下水道整備計画の対象区域以外については、各地域の特性にあった整備手法の検討を進めます。

(4) 公園、緑地の整備

住民に身近な遊びや憩い、自然とのふれあいの場として、また、スポーツやレクリエーションの拠点や災害発生時には避難広場として多様な機能を合わせもつ公園、緑地の整備充実に努めるとともに、魅力ある市街地の景観形成など、みどり豊かでうるおいのある、自然と調和した空間の整備を推進し、総合的な緑化施策を展開します。

本計画の延長期間において、新幹線効果がもたらす交流人口の増加を地域経済や市民交流の活性化に結び付ける公園整備に取り組んでいきます。

(5) 河川の整備

久根別川や戸切地川など主要河川の水害を未然に防止するため、早急な改修を要望するとともに、普通河川の整備を推進します。

また、サケが遡上する河川については、水産振興や観光資源として、河川環境の保全に努めます。

(6) 環境衛生の充実

豊かな自然環境と共生する資源循環型社会の確立のため、自然環境の保全を基本にごみの減量化やリサイクルを促進し、最終埋立処分施設の延命化を図るとともに、効率的で経済的なごみ処理体制の確立に努めるほか、ごみ処理の適正化に関する指導や不法投棄防止対策の推進など、住民との連携により環境美化の促進に努めます。

し尿処理については、下水道の普及状況を見据えながら、適正な処理体制を維持します。また、火葬場と墓地公園については、既存施設を適正な規模に改修するなど、効果的な管理運営に努めます。

(7) 防災、消防、救急体制の強化

災害から住民の暮らしを守るため、地域防災計画を策定し、海岸保全や急傾斜地のがけ崩れ対策を推進するとともに、防災行政無線の整備拡充を進め、地域防災体制の強化に努めます。

消防施設、車両などの整備により消防力の強化を推進するとともに、消防団員や自主防火組織の質的向上を図ります。

また、迅速で的確な救急業務を実施するため、救急救命士の育成や資機材の整備を行い、救急・救助体制の強化に努めます。

(8) 交通安全、防犯対策の推進

歩行者や自転車利用者、自動車運転者がそれぞれの交通事情に応じて、安全に通行できるよう交通安全施設の整備を推進するとともに、幼児から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育を推進するなど、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。

また、地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めていくため、関係団体等と連携のもと、住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯灯の設置など環境整備を推進します。

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）新東前団地建設事業 ・緑ヶ丘団地建設事業（建替） ・空き家対策の推進 ・移住者定住促進事業（居住支援） ・総合的な移住促進対策の推進（相談・支援体制構築、情報発信、体験事業など） 	○	○	
上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・◎上磯・大野配水管網接続事業 ・大野：上水道施設整備（第2期）事業 ・上磯：水利権増量事業 ・上磯：配水池整備事業 ・水道未普及地区整備事業 ・上磯：旧浄水場改修事業 ・配水管整備事業 ・老朽管更新事業 ・◎久根別・一本木地区公共下水道整備事業 ・公共下水道整備事業 ・大野：特定環境保全公共下水道事業 ・上磯：当別・三ツ石地区下水道整備事業 ・合併浄化槽整備事業 ・函館湾流域下水道整備事業の促進 ・函館湾流域下水道事務組合の適正運営 	○	○	
公園、緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・◎上磯：運動公園施設整備事業（陸上競技場全天候型改修） ・◎大野：地区公園整備事業 	○	○	

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
公園、緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・◎（仮称）水田発祥の地碑公園整備事業 ・茂辺地パークゴルフ場整備事業 ・（仮称）ウツキノ公園整備事業 ・清川地区街区公園整備事業 ・東前地区住区基幹公園整備事業 ・◎運動公園拡充事業（フットボールグラウンド新設） ・◎茂辺地地区オープンスペース整備（茂辺地中跡地等の活用） ・公園緑地整備事業 ・緑化、花いっぱい運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・2級河川整備事業の促進／久根別川 ・2級河川整備事業の促進／戸切地川 ・2級河川整備事業の促進／流溪川 ・久根別川4丁目地内排水路整備事業 ・飯生地区流雪溝整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○
環境衛生の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・◎上磯：一般廃棄物最終処理場施設整備事業 ・上磯：旧焼却施設解体事業 ・ごみの減量化、分別収集の推進 ・リサイクル活動の推進 ・渡島廃棄物処理広域連合の適正運営 ・南渡島衛生施設組合の適正運営 ・上磯：火葬場建設事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
防災、消防、 救急体制の強化	・◎消防緊急通信指令施設整備事業	○		○
	・◎大野：同報系防災無線整備事業（再掲）	○		
	・消防車両整備事業	○	○	○
	・防火水槽整備事業	○		
	・消防資機材（防火衣、空気呼吸器等）整備事業	○		○
	・大野：消防団緊急伝送システム整備事業		○	
	・大野：消防庁舎整備事業		○	○
	・救急車両整備事業	○	○	
交通安全、防 犯対策の推進	・向野中央通線歩道整備事業（再掲）	○		
	・大工川通線歩道新設事業（再掲）	○		
	・清水川千代田字界線歩道整備事業（再掲）	○		
	・東浜北通線歩道整備事業（再掲）	○		
	・大野市街通歩道整備事業（再掲）		○	
	・交通安全施設整備事業	○	○	○
	・街灯施設整備事業	○	○	○
	・街灯施設、街灯料金補助事業	○	○	○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

3 活力ある産業の育成と生産を高める経済環境づくり

(1) 農業の振興

農業後継者の育成や農地の流動化による経営規模の拡大、生産コストの縮減などを促進し、消費者ニーズに対応した農産物の安定生産を図るとともに、複合経営による足腰の強い農業経営の確立をめざします。

また、ほ場整備による農地の集積化や、農道、用排水路など生産基盤の整備を推進します。

本計画の延長期間において、6次産業化や新規就農者対策についても重点的に取り組んでいきます。

(2) 林業の振興

森林のもつ多様な公益的機能の保全や充実を図るため、計画的な森林施業や生産基盤の整備、多様な樹種、樹齢による植樹を促進します。

また、森林施業の必要性や育林技術の普及啓発を行い、林業後継者の育成、確保に努めます。

(3) 水産業の振興

つくり育てる漁業を目標として、漁業生産基盤や漁港漁村環境の整備を促進するとともに、豊かな増養殖漁場を有効活用し、高齢化時代に対応した安全で安定した漁業経営の確立と漁業後継者の育成を図ります。

本計画の延長期間において、6次産業化や新規就漁者対策についても重点的に取り組んでいきます。

(4) 鉱工業の振興

秩序ある工業の集積、振興を図るため、周辺の開発動向や環境保全、経済状況に十分配慮しながら、公共高速交通ネットワークの整備により、交通の利便性を活かした新たな工業団地や関連道路などの整備を促進し、高度技術産業や地域の資源、労働力を活用できる企業立地を推進します。

また、商工会との連携により中小企業経営の安定化に努めるとともに、地域に集積する工業の機能を強化・活用し、特色のある地域産業の育成を図ります。

本計画の延長期間において、起業化・創業支援や企業集積化の調査研究にも取り組んでいきます。

(5) 商業の振興

地域の憩いの場、交流の場としての機能を備えた、魅力ある商店街の整備とともに、商業経営の近代化や商工会との連携による経営指導の充実、経営改善のための各種制度の有効活用を促進します。

本計画の延長期間において、新函館北斗駅周辺地区における企業立地を一層促進するとともに、地域資源を活用した特産品等の開発・PRに取り組んでいきます。

(6) 観光、レクリエーションの振興

産業団体や民間との連携により、貴重な自然資源や文化遺産の保全に配慮しながら有効的に活用し観光客の誘致宣伝を行うほか、地域特性のある観光イベントの充実を図ります。

また、豊かな農林水産資源を利用した特産品の研究開発、製品化を奨励とともに、公共高速交通ネットワークの整備により、交通の利便性を活かした広域的な観光ルートの確立を図ります。

観光振興について、北海道新幹線の拠点機能と自然・歴史資源を活かした食と観光の振興を計画後期に重点的に進めており、本計画の延長期間においても、桜回廊やきじひき高原などの基盤を活かした誘客促進をはじめ、体験観光メニューの開発・商品化や観光案内所を核としたホスピタリティ向上、さらに、積極的なプロモーション・イベント実施などの取り組みにより、交流人口の拡大とともに新幹線効果が他産業や雇用へと波及するよう、重点かつ積極的な事業展開を図ります。

(7) 地域産業間の連携強化

地域産業の活性化を図るため、異業種間の交流や連携強化を促進し、地域のもつさまざま資源や人材、技術等を最大限に活用して、新たな発想や技術開発に基づく産業おこしを促進します。

また、地域の高等教育機関や試験研究機関、民間企業等が連携した产学官による研究開発の取り組みを支援し、地域産業の技術力、生産性の向上を図るとともに、新たな産業の創出や6次産業化を促進します。

(8) 雇用、労働対策の推進

若者の地元定着を図るため、雇用効果の高い企業の誘致を推進し雇用機会の拡大に努めるほか、安全衛生対策や労働時間の短縮など労働環境の改善、充実を図るため、事業主に対する普及啓発活動に努めます。

また、女性の社会進出を容易にするため、雇用機会における男女の平等な対応、育児、介護休業制度の普及啓発に努めるほか、季節労働者や出稼ぎ労働者が安心して就労できるよう相談、支援体制の充実に努めます。

本計画の延長期間において、新幹線効果を活かした雇用機会の拡大を図るとともに、若い世代が就労、活躍できるよう支援していきます。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
農業の振興	・大野平野地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）の促進	○	○	○
	・東開発地区経営体育成基盤整備事業の促進	○		
	・渡島大野地区地域水田農業緊急整備事業の促進	○		
	・渡島中央地区かんがい排水整備事業の促進	○		
	・南渡島二期地区広域農道整備事業の促進	○		
	・白川地区農地整備事業			○
	・渡島東部地区農地整備事業			○
	・清川北部地区農地整備事業			○
	・向野文月地区基盤整備促進事業	○	○	○
	・農業基盤施設整備事業	○	○	○
	・国営土地改良施設管理事業の拡充	○	○	○
	・上磯ダム濁水対策の促進	○	○	○
	・新規就農者対策の推進	○	○	○
	・農業活性化対策の推進	○	○	○
	・地産地消運動の推進	○	○	○
林業の振興	・市有林整備事業	○		○
	・林業基盤施設整備事業	○	○	○
	・林業活性化対策の推進	○	○	○
	・大野：みどりの森づくりの推進	○	○	○
水産業の振興	・キタムラサキウニ深浅移植事業	○		
	・漁業集落環境整備事業	○		
	・船揚場整備事業	○		
	・漁場環境整備事業	○	○	○
	・新規就漁者対策の推進			
	・茂辺地・石別地区の地域振興対策（水産業振興）			
	・漁業活性化対策の推進	○	○	○
鉱工業の振興	・企業誘致の推進	○	○	○
	・中小企業活性化対策の推進	○	○	○
	・起業化・創業支援事業			
	・企業集積化の調査研究			

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・本町商店街整備事業 ・商店街活性化対策の推進 ・中小企業活性化対策の推進（再掲） ・地産地消運動の推進（再掲） ・特産品開発・PR促進事業 	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
観光、レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・②せせらぎ温泉整備充実事業 ・国道227号道の駅整備事業の促進（再掲） ・③桜回廊事業 ・④きじひき高原誘客促進事業 ・⑤観光交流センター整備事業（新函館北斗駅周辺地区物販施設等） ・スポーツ合宿の推進 ・一次産業体験観光の推進 ・自然・文化・活用型観光の推進 ・広域観光の推進（ルートづくり等） ・観光プロモーション・イベント事業 ・ホスピタリティ向上の推進（観光案内所運営、外国人観光客受入環境整備等） ・茂辺地・石別地区の地域振興対策（観光振興） ・観光振興による地域づくりの推進 	○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
地域産業間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種間交流の推進 ・产学研官連携強化の推進 ・中小企業活性化対策の推進（再掲） ・6次産業化の推進 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
雇用、労働対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進（再掲） ・通常保育、特別保育事業の実施 ・新函館北斗駅前への企業立地の促進（再掲） ・雇用促進支援事業 ・総合的な雇用対策の推進 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

4 健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉環境づくり

(1) 地域福祉の充実

だれもが住みなれた地域で、お互いに支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現するため、ノーマライゼーション理念の普及や福祉サービスを担うボランティア活動の推進を図るとともに、子供や高齢者、障害者の社会参加を促すため、公共施設のバリアフリー化などを推進し、保健・医療・福祉が連携した地域福祉推進体制の確立を図ります。

(2) 児童福祉、子育て支援の充実

子供たちが心身ともに健やかに生まれ育つよう、児童福祉施設や公園、定員増による保育体制などの育成環境、医療費助成制度など、次世代育成支援行動計画に基づく総合的な子育て支援の充実に努めるとともに、児童虐待防止対策の推進、母子・父子家庭に対する生活相談や指導活動の強化、各種貸付制度の利用促進による生活の安定に努めます。

また、将来を担う就学前の子供たちが年齢や保護者の就労形態などで区分されることなく、心身の発達に合わせ、一貫した方針に基づき、継続的な育成が受けられるよう幼保一元化に向けた取り組みを促進します。

人口減少の一要因である出生率（数）の低下を抑制できるよう、本計画の延長期間において、子育て支援に関する相談体制強化や妊娠・出産期の支援などについて充実を図ります。

(3) 高齢者福祉、介護保険の充実

高齢者が健康で生きがいをもって安心して過ごせるよう医療助成費制度の充実や高齢者の経験や技能を活用できる雇用促進を図るとともに、積極的な社会参加を促進するため、高齢者組織の育成や学習機会、スポーツ・レクリエーション活動、世代間交流などの充実を図ります。

また、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防、高齢者の自立を支える生活支援など、利用ニーズに応じたサービスの充実に努めるとともに、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画に基づく、各種福祉サービスが安心して受けられるよう、民間事業者等との連携によりサービス提供体制の充実に努めるほか、高齢者が地域社会で安心して暮らせるよう、ボランティア活動の推進を図ります。

(4) 障害者福祉の充実

障害者の適正と能力を生かした社会参加ができるような環境づくりに努めるとともに、自立した生活が営めるよう障害の状態に応じた相談体制、各種福祉サービス、医療費助成制度の充実を図るなど、総合的な支援体制の確立に努めます。

(5) 保健、医療環境の充実

自分の健康は自分で守るという自主的な健康管理意識の普及啓発を図り、住民主体の健康づくり運動を推進するとともに、健康診査や健康相談などの充実に努め、乳幼児から高齢者まで総合的な保健サービス体制の確立に努めます。

国民健康保険事業については、保険税率の見直し及び医療費の適正化に努め、国民健康保険財政の健全化を図ります。

また、各種医療費助成制度を推進するほか、医師会や医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

(6) 低所得者対策の推進

生活保護世帯に対する適切な生活相談や生活指導、自立支援の体制を確立に努めるとともに、民生委員などとの連携により要保護世帯の的確な把握に努め、生活保護行政の充実を図ります。

低所得者の生活の安定を図るため、各種貸付制度の活用や福祉施設の利用など、生活の安定と自立更生の助長に努めます。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">・⑦せせらぎ温泉整備充実事業（再掲）・大野：福祉バス整備事業・地域コミュニティネットワーク事業・ユニバーサルデザイン（全ての人の利用に配慮したデザイン）のまちづくりの推進	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
児童福祉、子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・大野：子育て支援センター整備事業・子ども医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業・通常保育、特別保育事業の実施（再掲）・季節保育所の開設・地域子育て支援センター運営事業・児童虐待防止対策の推進・幼保一元化の促進・不妊治療支援事業・産前産後サポート、産後ケア事業	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
児童福祉、子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産等に関する社会気運醸成対策 ・総合的な子育て支援の推進 	○	○	○
高齢者福祉、介護保険の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービス事業 ・在宅介護支援センター運営事業 ・老人医療費助成事業 ・ふれあい入浴券交付事業 ・高齢者生きがいづくり事業 ・総合的な高齢者対策の推進 ・老人健康保健事業の適正運営 ・後期高齢者医療事業の適正運営 ・介護保険事業の適正運営 ・南渡島介護認定審査会の適正運営 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
障害者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療費助成事業 ・支援費支給事業 ・障害者総合支援事業 ・グループホーム支援事業 ・重度障害者雇用支援事業 ・総合的な障害者支援の推進 	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
保健、医療環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診査、健康相談事業 ・総合的な母子保健事業 ・総合的な成人、老人保健事業 ・地域医療体制整備事業 ・国民健康保険事業の適正運営 	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
低所得者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所の設置 	○	○	○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

5 人を思いやる心豊かな人を育む教育環境づくり

(1) 学校教育の充実

子供たち一人ひとりの個性を伸ばし、心豊かでたくましく生きる児童、生徒の育成をめざし、教育内容の充実や教育環境の整備を図るとともに、情報化、国際化に対応した能力を育てる施策の取り組みを推進するほか、自主的な研修を奨励し教職員の質的向上を図ります。

さらに、学校や家庭、地域との交流と連携を深め、児童、生徒の一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、健全に育成されるよう地域ぐるみでの取り組みを推進します。

また、豊富な地場産品の活用や地元産米の米飯給食を推進し、特色ある安全な学校給食の提供に努めます。

本計画の延長期間において、子育て支援とともに、子どもの力を引き出す学校教育の充実に努めていきます。

(2) 高次教育の充実

多様で特色ある高等学校教育を通じて、生徒一人ひとりの可能性や能力を引き出し、創造力や判断力に優れた人材を育成するため、学校や地域、関係機関などと連携した取り組みを展開します。

また、地域の高等教育機関が有するさまざまな機能を有効的に活用し、専門知識や技術を有する優れた人材の育成を促進するとともに、地域の社会経済の発展を図るために、函館圏域一体となって産・学・官の連携強化による取り組みを推進します。

(3) 幼児教育の充実

幼児教育は、人格形成の基礎となる幼児期での生活習慣や協調性、創造力を育む機会として重要であることから、幼児の心身の望ましい発達をめざし、幼稚園や保育園と、家庭、地域、小学校との連携を強化し、円滑に小学校教育へ移行できるよう、幼児教育の充実を図るとともに、幼児教育施設の運営や施設整備に対する支援に努めます。

(4) 生涯学習の推進

幼児期から高齢期に至るまでの生涯を充実したものとするため、だれもが気軽に学習活動に取り組めるよう、多様なニーズに応じた学習機会の提供や拠点施設の整備を推進するとともに、読書活動の推進のため、図書館を中心とした図書サービス充実に努めるなど、総合的な生涯学習活動を推進します。

また、学校や地域、各種団体との連携を深めながら、豊かな人間性を育む環境づくりや指導者の養成を推進するほか、時代を担う青少年の健全育成に努めるなど、社会教育活動の充実を図ります。

(5) 文化、スポーツの振興

芸術文化の鑑賞機会の提供や各種団体、サークル、指導者の育成し、自主的な活動を促進するとともに、郷土史や史跡など文化財に対する理解を深め、貴重な財産を次世代へ引き継ぐため、調査研究、保存、伝承に努めるほか、郷土資料の収蔵管理、史跡、記念碑などの環境整備を推進します。

子供たちの健全な心身の発育と発達を図るとともに、住民の健康づくり、体力づくりを推進するため、各種スポーツ団体の活動を支援し、住民皆スポーツの実践を図るほか、多様な競技に対応するため、スポーツ、レクリエーション施設の整備に努めます。

(6) 国際感覚豊かな人材の育成

交通やＩＴ（情報通信技術）の発展により、海外留学や経済活動など幅広い分野の国際化が進展する中、外国語や国際感覚を身につけるため、住民の積極的な参加によって交流活動の充実を図り、将来の地域づくりの原動力となる国際的な視野をもった人材の育成に努めます。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
学校教育の充実	・義務教育施設整備事業	○	○	○
	・就学区域の弾力化	○	○	○
	・魅力ある学校づくり支援事業	○	○	○
	・総合的学習の推進	○	○	○
	・対外競技等参加経費補助事業	○	○	○
	・学校給食事業の適正運営	○	○	○
高次教育の充実	・产学研官連携強化の推進（再掲）	○	○	○
	・魅力ある学校づくり支援事業（再掲）	○	○	○
	・函館圏公立大学広域連合の適正運営	○	○	○
幼児教育の充実	・私立幼稚園就園奨励費補助事業	○	○	○
	・私立幼稚園運営費補助事業	○	○	○
	・私立幼稚園整備費補助事業	○	○	
	・幼保一元化の促進（再掲）	○	○	○
生涯学習の推進	・生涯学習の推進	○	○	○
	・学校施設開放の推進	○	○	○
	・青少年健全育成の推進	○	○	○
	・南渡島青少年指導センター組合の適正運営	○	○	

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
文化、スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・◎上磯：運動公園施設整備事業（陸上競技場全天候型改修）（再掲） ・◎大野：地区公園整備事業（再掲） ・◎（仮称）ふるさと歴史館整備事業 ・茂辺地パークゴルフ場整備事業 ・大野：格技場整備事業 ・史跡「茂別館跡」環境整備事業 ・対外競技等参加経費補助事業（再掲） ・総合的な文化、スポーツ振興の推進 ・文化財保護活動の推進 ・郷土芸能保存、伝承活動の支援 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
国際感覚豊かな人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の推進 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

6 地域住民の交流と連携を深める社会環境づくり

(1) 住民交流の推進

個性ある地域づくりのため、これまで育まれてきた地域の伝統や文化などを継承するとともに、地域連帯意識の高揚による一層の発展をめざし、幅広い住民の交流の場として、既存の文化、スポーツ施設などを活用するとともに、多世代交流事業をはじめとする各種イベントの開催を促進するなど、住民の交流と連携を深める取り組みを推進します。

(2) 住民参加によるまちづくりの推進

だれもが住み良い、魅力あるまちづくりを推進するためには、住民と行政が一体となり相互理解を深め合うことが必要です。

また、日常生活の基盤である地域のコミュニティは、環境美化や福祉、防犯、教育などの多様な分野で自主的な活動を繰り広げています。

このため、さまざまな政策決定に当たっては、自覚と責任をもった住民の参加機会の拡大に努めるとともに、地域のコミュニティ組織との相互連帯意識の高揚を図りながら、その活動を支援し、住民参加による協働のまちづくりを展開します。

本計画の延長期間において、受入環境やサポート体制の構築を図りながら移住促進を推進します。また、茂辺地・石別地区の特性を活かした両地区の地域振興を推進し、コミュニティの維持や様々な地域づくり活動の振興を図ります。

(3) 人権尊重、男女共同参画の推進

すべての人の人権が尊重され、だれもが助け合い支え合うまちづくりを推進するため、さまざまな機会を通じて人権教育の推進や普及啓発活動に取り組みます。

また、男女が平等な社会の構成員として、さまざまな分野で活動に参画できる機会の確保に努め、男女共同参画社会の実現をめざします。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
住民交流の推進	・各種イベントの開催及び支援	○	○	○
	・多世代交流推進事業の開催及び支援	○	○	○
住民参加によるまちづくりの推進	・◎久根別住民センター整備事業	○		
	・地域コミュニティネットワーク事業（再掲）	○	○	○
	・地域コミュニティ活動の支援	○	○	○
	・住民参加システムの確立	○	○	○
	・移住者のサポート体制構築・交流事業の推進			○
	・茂辺地・石別地区の地域振興対策の推進（体制構築・活用向上支援等）			○
人権尊重、男女共同参画の推進	・人権教育及び普及啓発活動の推進	○	○	○
	・男女共同参画及び普及啓発活動の推進	○	○	○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

第6章 行財政基盤の確立

第6章 行財政基盤の確立

社会経済情勢の変化や多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応し、住民福祉の向上とさらなる地域の振興発展を図るため、限られた行財政資源の有効活用に努め、地方分権時代にふさわしい効率的で機能的な行財政運営の推進体制を確立します。

1 行政運営の効率化

(1) 行政改革の推進

行政改革大綱に基づき、新たな行政課題や行政ニーズの変化、拡大に素早く対応できるよう、簡素で効率的な組織機構を構築するとともに、定員適正化計画に基づき、人事管理の適正化に努めながら、職員の能力開発と資質の向上に努めます。

また、合理的な政策選択と政策の質の向上を図るため、行政評価制度の確立に努めるほか、事務事業の見直しや情報公開制度の充実、財政構造の健全化など、行政改革大綱に掲げられた行政改革項目の推進に取り組みます。

(2) 広域行政の推進

長期的な展望のもと、函館圏や南北海道の振興発展を図るため、国や道、関係市町との連携を強化し、北海道新幹線や函館江差自動車道をはじめとする広域的な主要施策の整備促進を図るとともに、広域連合や一部事務組合、さらに定住自立圏形成協定の構成市として、効率的な事務事業を推進し適切な行政サービスの向上に努めます。

(3) 広報広聴活動の充実

住民参加による協働のまちづくりを展開するため、行政情報の共有化を推進し、行政運営の透明性の確保、説明責任の遂行に努めるとともに、各種広聴活動を通じて住民ニーズの把握に努めるほか、住民が政策立案過程からまちづくりに参加できる行政運営システムの構築に努めます。

本計画の延長期間において、北海道新幹線の優位性とともに観光振興の観点からの交流人口（誘客）拡大や定住につながる移住促進などを図るため、外部への情報発信を強化していきます。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
行政改革の推進	・行政改革大綱の策定 ・定員管理適正化計画の策定 ・行政評価システム導入の検討	○ ○ ○		○ ○ ○
広域行政の推進	・広域連合、一部事務組合等への加入による行政事務の効率化 ・定住自立圏形成協定に基づく広域事業の推進（ドクターヘリ、公共交通、観光情報発信等）	○	○	○ ○
広報広聴活動の充実	・行政情報化の推進（再掲） ・行政情報共有化の推進 ・地域情報の外部発信（観光振興・移住促進等） ・住民参加システムの確立（再掲）	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

2 財政運営の効率化

自主財源の根幹となる税収の確保や、使用料、手数料など受益者負担の適正化、依存財源の確保に努めるとともに、行政改革による事務事業の見直しを推進し、経常経費や事業コストの縮減、事務事業のアウトソーシング、補助金の整理合理化に取り組むなど、財政運営の健全化に努めます。

また、限られた財源の中で事業効果の高い政策を取り捨選択するため、必要性・有効性・効率性などの視点から優先度を決定し、重点的な財源配分を行うなど、効果的な予算編成を行い、本計画に基づく事務事業の円滑な推進をめざします。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
財政運営の効率化	・中長期財政計画の策定 ・財政状況の公表（予算、決算、予算編成過程等） ・補助金の整理合理化の推進	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

3 公共施設の適正配置と整備

公共施設の整備については、効率的な行政財政運営と住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには事業の効果、財政事情などを考慮しながら検討していきます。

重複する公共施設については、行政サービスの低下を招かないよう配慮しながら、既存の公共施設の有効利用・相互利用を総合的に勘案し、統合整備を検討します。

なお、新市の事務所（市役所）の位置は、現在の上磯町役場とし、現在の大野町役場については、住民生活に密着したサービスを行う総合分庁舎として有効活用するため、電算システムの統合など必要な機能の整備を図ります。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
公共施設の適正配置と整備	・建設車両センター整備事業 ・重複公共施設の整理統合の検討 ・公共施設の長寿命化対策の推進	○	○ ○	○ ○ ○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

第7章 北海道事業の必要性

第7章 北海道事業の必要性

国及び北海道は、それぞれの市町村合併支援プランに基づき、本計画に掲げられた主要事業の重点的な実施や補助金の優先配分など、新市と連携しながら各種施策を積極的に展開していきます。

また、上磯町と大野町の一体化の推進と本計画の基本目標を達成するためには、北海道などが主体となって実施する事業が不可欠であり、今後、北海道に支援を期待する事業として、新市の建設に重要な事業を次のとおり整理しました。

主要施策	主要事業	計画期間		
		前期	後期	延長期間
市街地の整備	・◎北海道新幹線新駅周辺整備事業の促進	○	○	
公共交通ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・◎北海道新幹線建設事業及び新函館北斗駅舎建設事業の促進、並行在来線問題の解決 ・◎道道整備事業の促進／大野インター線 ・◎道道整備事業の促進／函館上磯線 ・◎道道整備事業の促進／渡島大野停車場線 ・道道整備事業の促進／大野上磯線（南大野地区） ・道道整備事業の促進／その他道道 ・◎街路整備事業（道道）の促進／久根別通（大野上磯線） ・◎街路整備事業（道道）の促進／大野市街通（大野上磯線） 	○	○	○
上下水道の整備	・函館湾流域下水道整備事業の促進	○	○	○
河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・2級河川整備事業の促進／久根別川 ・2級河川整備事業の促進／戸切地川 ・2級河川整備事業の促進／流渓川 	○	○	○
農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・東開発地区経営体育成基盤整備事業の促進 ・渡島大野地区地域水田農業緊急整備事業の促進 ・渡島中央地区かんがい排水整備事業の促進 ・南渡島二期地区広域農道整備事業の促進 ・白川地区農地整備事業 ・渡島東部地区農地整備事業 ・清川北部地区農地整備事業 	○	○	○

◎付きの主要事業は、新市の発展をリードする重点プロジェクトです。

第8章 財政計画

第8章 財政計画

1 基本的考え方

(1) 前期・後期の財政計画

前期・後期の財政計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間について、一般会計ベースで作成しています。

この計画は、合併効果による事業の効率的な実施と人件費の縮減に努め、健全な財政運営を行うことを基本として、合併協議結果による影響などを反映させています。

平成19年度から平成22年度までの4年間については収支不足が生じ、繰入金により補うこととしていますが、税収等の財源の確保と経費支出の効率化をさらに徹底し、繰入金の縮減に努めます。一方、平成23年度から平成27年度までの5年間については収支が改善され、剰余金が見込まれます。

なお、現在検討されている国三位一体改革や地方制度改革などの影響によって、この財政計画の大幅な見直しが、余儀なくされることが想定されます。

以下、歳入歳出の各項目について試算した基本的な考え方は、次のとおりです。

【歳入】

地方税、譲与税、交付金

現行制度を基本として、今後の制度改正による影響や将来の人口見通しを踏まえ、算定しています。なお、三位一体改革による税源移譲については反映していません。

地方交付税

地方交付税については、その財源となる法定5税（所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税）見合い分が、平成23年度まで毎年縮減されるものとして、平成16年度地方財政計画の減額率により推移させ、将来の人口見通しも反映し算定しています。地方交付税のうち普通交付税は、算定の特例（合併算定替）を適用させ、その他、合併に関わる措置額を見込んで算定しています。

また、特別交付税については、合併を機に行う新たなまちづくりの経費に充てるための措置額を算定しています。

国・道支出金

平成16年度予算額を基本として算定するとともに、まちづくり計画の主要事業の実施見通しを見込んで算定しています。なお、三位一体改革による補助金の縮減については反映していません。

繰入金

事業を円滑に実施するために毎年度積み立てた地域振興基金などを充てるほか、平成19年度から平成22年度までの収支不足を補うための財政調整基金の必要最小限の活用を見込んで算定しています。なお、税収等の財源の確保と経費支出の効率化をさらに徹底し、繰入金の縮減に努めます。

地方債

まちづくり計画に基づく建設事業の財源として、通常の地方債及び合併特例債などの活用を見込んで算定しています。なお、合併特例債については、合併後の新市のまちづくりのため、特に必要な建設事業に要する経費の財源として、必要最低限の発行を見込んでいます。

その他

平成16年度予算額を基本として、保育所利用負担金、町営住宅家賃、大野町健康センター、上磯町総合文化センターなど公共施設の使用料等について算定しています。

【歳出】

人件費

合併後における職員の定員適正化計画に基づく定員管理の適正化に努めることにより一般職の減員を見込むとともに、合併による議会議員、特別職の減員を見込んで算定しています。

扶助費

平成16年度予算額を基本として算定するとともに、将来の人口見通しを反映しています。また、合併後の福祉事務所設置に伴う生活保護費の増加経費なども見込んで算定しています。

公債費

2町が合併前に借り入れた地方債（合併推進債含む）の償還予定額に、合併後における合併特例債など主要な事業の実施に伴う、新たな地方債の償還予定額を加えて算定しています。

物件費

平成16年度予算額を基本として算定するとともに、業務委託、施設管理などの見直しによる経費縮減を見込んでいます。

補助費等

平成16年度予算額を基本として算定するとともに、補助金の整理合理化などを見込んでいます。

繰出金

下水道事業、国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、学校給食事業のそれぞれの事業計画に沿った所要額を見込んでいます。

普通建設事業費

道路整備、河川整備、各種施設整備など、まちづくり計画に基づく建設事業を見込んで算定しています。また、北海道新幹線新駅周辺整備などの大規模な事業も反映しています。

その他

平成16年度予算額を基本として、公共施設の維持補修費、災害復旧費等について算定するとともに、合併市町村振興のための基金造成のための積立金などを反映しています。

なお、計画期間の延長による本計画の変更に伴い、前期財政計画及び後期財政計画の各計画値に対し、実績値（決算値）を併記しています。

また、実績値は一般会計ベースではなく、当初、設置を想定していなかった土地区画整理事業特別会計（地方財政状況調査で普通会計とみなされる部分に限る）及び渡島公平委員会特別会計を含むものとなっています。

(2) 延長期間の財政計画

延長期間の財政計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間について、普通会計ベースで作成しています。

延長期間の財政計画では、合併算定替特例措置が漸減されることによる普通地方交付税の減額要因がある中、現行計画に基づく施策・事業に加え、人口減少問題への対応や公共施設の長寿命化など、新たな取り組みを反映させる必要があります。

しかしながら、延長期間においては、収支不足が生じ、これを繰入金で補うこととしており、税収等の財源の確保と経費支出の効率化をさらに徹底し、繰入金に安易に依存しない財政運営を図る必要があります。

また、今後の国の動向も十分注視し、地方財政措置の現行水準の維持、そして、まち・ひと・しごと創生に関する財源確保を要望していく必要があります。

以下、歳入歳出の各項目について試算した基本的な考え方は、次のとおりです。

① 平成28年度～平成30年度

【歳 入】

地方税、譲与税、交付金

現行制度を基本として算定していますが、市税の個人住民税については将来の人口見通しを反映させ、また固定資産税については新幹線施設等の増額分を見込んでいます。なお、地方消費税交付金は、平成29年度からの税率改正を反映しています。

地方交付税

地方交付税については、地方交付税総額が平成27年度と同程度で5年間は推移するものとした上で、普通交付税の需要額においては合併算定替特例措置の漸減、収入額においては税、交付金等の推移を反映し、算定しています。

国・道支出金

平成27年度予算額を基本として算定するとともに、延長期間における主要事業の実施見通しを見込んで算定しています。

繰入金

事業を円滑に実施するために毎年度積み立てた地域振興基金や文教施設整備基金、公共施設長寿命化整備基金などを充て、収支の均衡を図っています。

地方債

延長期間における建設事業の財源として、通常の地方債及び合併特例債などの活用を見込んで算定しています。

その他

平成27年度予算額を基本として算定しています。

【歳 出】

人件費

一般職は定員適正化計画に基づき、また特別職は現行と変更がないものとして、それぞれ算定しています。

扶助費

平成27年度予算額を基本として算定するとともに、将来の人口見通しを反映しています。

公債費

これまでの地方債償還のほか、延長期間における主要な事業の実施に伴う新たな地方債の償還予定額を加えて算定しています。

物件費、補助費

平成27年度予算額を基本として算定しています。

繰出金

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、下水道事業それぞれの事業計画に沿った所要額を見込んでいます。

普通建設事業費

延長期間において、計画的に実施する普通建設事業を見込んで計上しています。

その他

平成27年度予算額を基本として算定しています。

なお、平成30年度の計画変更において、平成28年度及び平成29年度は実績値（決算額）を、平成30年度は実績見込値をそれぞれ併記し、また、平成31年度から平成37年度までは、次の基本的な考え方で改めて試算を行い、計画値の変更及び追加を行っています。

② 平成31年度～平成37年度

【歳入】

地方税、譲与税、交付金

平成30年度の制度を基本として算定していますが、市税の個人住民税については将来の人口見通しを反映させ、また固定資産税については新幹線施設等の増額分を見込んでいます。なお、地方消費税交付金は、平成31年度からの税率改正を反映しています。

地方交付税

普通地方交付税については、平成30年度決定額を基準に、以後、基準財政需要額において、市の個別要因（合併算定替特例措置の暫減、公債費算定額の試算等）を、また、基準財政収入額において税、交付金等の試算をそれぞれ反映し、算定しています。

国・道支出金

平成29年度決算額を基本として算定するとともに、延長期間における主要事業の実施見通しを見込んで算定しています。

地方債

延長期間における建設事業の財源として、通常の地方債及び合併特例債などの活用を見込んで算定しています。

その他

分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、基金繰入金、諸収入で、平成29年度決算額を基本としながら、歳出の状況も考慮し、算定しています。

【歳出】

人件費

一般職は定員管理計画に基づき、また、特別職は平成30年度時点の定数等から変更がないものとして、それぞれ算定しています。

扶助費

平成29年度決算額を基本として算定するとともに、将来の人口見通しを反映しています。

なお、国や道の社会保障施策は平成30年度の制度から変更がないものとして試算しています。

公債費

これまでの地方債償還のほか、延長期間における主要な事業の実施に伴う新たな地方債の償還予定額を加えて算定しています。

物件費、補助費

平成29年度決算額を基本として算定しています。

繰出金

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業それぞれの事業計画に沿った所要額を見込んでいます。

なお、下水道事業については平成30年度までは繰出金に計上し、平成31年度以降は同事業の法適化により、普通会計からの負担を補助費として、下記の「その他」に計上しています。

普通建設事業費

実施が見込まれる公共施設等の整備、改修事業費を計上しています。

その他

平成 29 年度決算額を基本として算定しています。

また、下水道事業会計に対する普通会計負担を補助費として平成 31 年度から追加計上しています。

2 歳入・歳出の見通し

(1) 前期財政計画

【歳 入】

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税	計画	4,632	4,708	4,783	4,859	4,934
	実績	4,336	4,747	4,797	4,701	4,650
	比較	△ 296	39	14	△ 158	△ 284
譲与税・交付金	計画	943	950	957	964	972
	実績	1,278	891	865	832	828
	比較	335	△ 59	△ 92	△ 132	△ 144
地方交付税	計画	5,458	4,995	4,674	4,320	4,210
	実績	5,960	5,663	5,820	6,103	6,465
	比較	502	668	1,146	1,783	2,255
国・道支出金	計画	3,111	3,333	3,389	3,479	3,641
	実績	3,019	3,232	3,412	4,852	5,256
	比較	△ 92	△ 101	23	1,373	1,615
繰入金	計画	84	715	732	581	306
	実績	125	464	128	334	61
	比較	41	△ 251	△ 604	△ 247	△ 245
地方債	計画	3,106	865	1,178	1,806	1,426
	実績	2,635	1,436	1,384	1,784	1,929
	比較	△ 471	571	206	△ 22	503
その他	計画	1,219	1,190	1,239	960	940
	実績	1,449	1,455	1,486	1,619	2,060
	比較	230	265	247	659	1,120
合計	計画	18,553	16,756	16,952	16,969	16,429
	実績	18,802	17,888	17,892	20,225	21,249
	比較	249	1,132	940	3,256	4,820

※その他～分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

【歳 出】

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	計画	2,373	2,248	2,155	1,992	1,829
	実績	2,383	2,284	2,239	2,194	2,178
	比較	10	36	84	202	349
扶助費	計画	3,637	3,676	3,715	3,754	3,793
	実績	3,916	3,975	3,998	4,254	4,970
	比較	279	299	283	500	1,177
公債費	計画	2,165	2,248	2,068	2,055	2,240
	実績	2,256	2,503	2,370	2,395	2,298
	比較	91	255	302	340	58
物件費	計画	1,854	1,797	1,743	1,691	1,640
	実績	2,050	2,120	2,179	2,167	2,266
	比較	196	323	436	476	626
補助費等	計画	1,956	1,935	1,915	1,896	1,877
	実績	2,151	2,082	2,274	2,970	2,466
	比較	195	147	359	1,074	589
繰出金	計画	1,759	1,773	1,789	1,788	1,703
	実績	1,528	1,588	1,368	1,429	1,470
	比較	△ 231	△ 185	△ 421	△ 359	△ 233
普通建設事業費	計画	2,700	2,557	3,058	3,296	2,862
	実績	1,602	2,094	2,067	2,997	3,761
	比較	△ 1,098	△ 463	△ 991	△ 299	899
その他	計画	1,952	522	509	497	485
	実績	2,519	888	978	1,288	1,190
	比較	567	366	469	791	705
合計	計画	18,396	16,756	16,952	16,969	16,429
	実績	18,405	17,534	17,473	19,694	20,599
	比較	9	778	521	2,725	4,170

※その他～維持補修費、積立金、投資及び出資金・貸付金、災害復旧費、失業対策事業費

(2) 後期財政計画及び延長期間（平成28年度～平成30年度）財政計画

【歳 入】

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方税	計画	5,010	5,085	5,161	5,236	5,312	4,805	4,969	4,963
	実績	4,791	4,879	4,987	5,102	4,979	4,978	5,132	5,148
	比較	△219	△206	△174	△134	△333	173	163	185
譲与税・交付金	計画	979	986	993	1,001	1,008	1,064	1,060	1,138
	実績	797	754	748	816	1,199	1,103	1,183	1,179
	比較	△182	△232	△245	△185	191	39	123	41
地方交付税	計画	4,244	4,268	4,321	4,354	4,377	5,876	5,755	5,584
	実績	6,701	6,662	6,629	6,430	6,484	6,394	6,275	5,848
	比較	2,457	2,394	2,308	2,076	2,107	518	520	264
国・道支出金	計画	3,437	3,678	3,589	3,629	3,519	4,583	4,598	4,546
	実績	6,143	5,486	7,129	5,907	5,277	5,110	5,242	4,603
	比較	2,706	1,808	3,540	2,278	1,758	527	644	57
繰入金	計画	0	0	0	0	0	692	1,017	766
	実績	957	332	456	936	758	1,137	1,579	961
	比較	957	332	456	936	758	445	562	195
地方債	計画	1,174	2,111	1,689	1,406	1,230	1,661	1,236	1,660
	実績	2,328	1,609	2,033	2,067	1,195	1,429	1,256	2,016
	比較	1,154	△502	344	661	△35	△232	20	356
その他	計画	953	953	953	1,010	1,011	1,321	1,321	1,321
	実績	2,416	2,064	1,767	2,077	1,509	1,745	1,458	1,665
	比較	1,463	1,111	814	1,067	498	424	137	344
合計	計画	15,797	17,081	16,706	16,636	16,457	20,002	19,956	19,978
	実績	24,133	21,786	23,749	23,335	21,401	21,896	22,125	21,420
	比較	8,336	4,705	7,043	6,699	4,944	1,894	2,169	1,442

※その他～分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

※平成30年度の実績は決算見込額

【歳 出】

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人件費	計画	1,713	1,636	1,575	1,497	1,459	2,059	2,077	2,134
	実績	2,086	1,952	1,983	1,976	1,950	1,910	1,943	1,985
	比較	373	316	408	479	491	△149	△134	△149
扶助費	計画	3,832	3,871	3,910	3,949	3,988	5,645	5,596	5,549
	実績	5,251	5,375	5,393	5,452	5,770	6,295	6,003	6,005
	比較	1,419	1,504	1,483	1,503	1,782	650	407	456
公債費	計画	2,225	2,246	2,262	2,298	2,269	2,312	2,203	2,077
	実績	2,325	2,367	2,370	2,336	2,362	2,285	2,165	2,047
	比較	100	121	108	38	93	△27	△38	△30
物件費	計画	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	3,169	3,169	3,169
	実績	2,350	2,290	2,415	2,707	2,902	2,976	2,779	2,855
	比較	759	699	824	1,116	1,311	△193	△390	△314
補助費等	計画	1,858	1,858	1,858	1,858	1,858	2,489	2,489	2,489
	実績	2,508	2,300	2,626	2,890	2,625	2,473	2,885	2,541
	比較	650	442	768	1,032	767	△16	396	52
繰出金	計画	1,468	1,438	1,415	1,409	1,405	1,793	1,798	1,804
	実績	1,857	1,593	1,613	1,668	1,808	2,294	1,854	1,750
	比較	389	155	198	259	403	501	56	△54
普通建設事業費	計画	2,259	3,760	3,042	2,821	2,547	2,045	2,134	2,266
	実績	5,780	3,700	4,426	4,098	2,101	2,111	2,583	2,787
	比較	3,521	△60	1,384	1,277	△446	66	449	521
その他	計画	474	474	474	474	474	490	490	490
	実績	1,347	1,605	2,441	1,867	1,361	1,042	1,373	1,011
	比較	873	1,131	1,967	1,393	887	552	883	521
合計	計画	15,420	16,874	16,127	15,897	15,591	20,002	19,956	19,978
	実績	23,504	21,182	23,267	22,994	20,879	21,386	21,585	20,981
	比較	8,084	4,308	7,140	7,097	5,288	1,384	1,629	1,003

※その他～維持修繕費、積立金、投資及び出資金・貸付金、災害復旧費、失業対策事業費

※平成30年度の実績は決算見込額

(3) 延長期間（平成31年度～平成37年度）財政計画

【歳 入】

(単位：百万円)

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
地方税	5,105	5,064	4,958	4,997	4,993	4,887	4,880
譲与税・交付金	1,184	1,307	1,317	1,329	1,336	1,346	1,356
地方交付税	5,551	5,592	5,659	5,578	5,581	5,570	5,540
国・道支出金	4,285	4,445	4,435	4,187	3,911	3,848	3,737
地方債	1,373	1,143	1,130	936	789	784	752
その他	2,842	2,876	2,546	2,567	2,166	2,309	2,144
合 計	20,340	20,427	20,045	19,594	18,776	18,744	18,409

※その他～分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、基金繰入金、繰越金、諸収入

【歳 出】

(単位：百万円)

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	2,005	2,040	2,023	2,001	2,002	1,993	1,997
扶助費	6,027	5,869	5,820	5,750	5,676	5,614	5,546
公債費	2,043	2,027	2,017	1,957	1,906	1,765	1,561
物件費	2,962	3,027	3,090	3,154	3,221	3,289	3,360
補助費等	2,873	2,853	2,853	2,843	2,807	2,759	2,721
繰出金	1,400	1,487	1,496	1,491	1,485	1,485	1,480
普通建設事業費	2,420	2,518	2,144	1,795	1,073	1,233	1,139
その他	610	606	602	603	606	606	605
合 計	20,340	20,427	20,045	19,594	18,776	18,744	18,409

※ その他～維持補修費、積立金、投資及び出資金・貸付金、災害復旧費、失業対策事業費

北斗市まちづくり計画

平成17（2005）年1月
上磯町・大野町合併協議会

平成28（2016）年3月 変更
北斗市

平成30（2018）年12月 変更
北斗市
